

第五十五回国会 法律 委員会 議 録 第二十六号

昭和四十二年六月二十七日(火曜日)
午前十時三十五分開議

出席委員
委員長 大坪 保雄君
理事 安倍晋太郎君 理事 高橋 英吉君
理事 濱野 清吾君 理事 横山 利秋君
理事 岡澤 完治君 理事 中尾 栄一君
理事 千葉 三郎君 理事 加藤 勘十君
理事 馬場 元治君 理事 三宅 正一君
理事 中谷 鉄也君 理事 松本 善明君
理事 沖本 泰幸君
理事 松野 幸義君

出席國務大臣
法務大臣 田中伊三次君

出席政府委員
法務政務次官 井原 岸高君
法務省民事局長 新谷 正夫君
委員外の出席者 専門員 高橋 勝好君

六月二十七日

委員中尾栄一君及び神近市子君辞任につき、その補欠として坂村吉正君及び中谷鉄也君が議長の名で委員に選任された。

同日
委員中谷鉄也君辞任につき、その補欠として神近市子君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

会社更生法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一四三三号)

会社更生法の一部を改正する法律案(田中武夫君外十二名提出、衆法第七号)

○木坪委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、会社更生法等の一部を改正する法律案、及び田中武夫君外十二名提出、会社更生法の一部を改正する法律案の両案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。

○安倍委員 今回提案されました会社更生法の一部改正法案について質問いたします。これは政府提案と社会党の提案がありますが、私は主として政府提案について御質問したいと思うわけであります。

この政府提案は、相当大規模な改正であります。今日に至るまでには、社会的な改正に対する要望もずいぶんあったと思います。経済情勢あるいは社会情勢の変化等がずいぶん勘案されてこの改正案になったと思うわけでございますけれども、改正案の方向につきましては私たちが賛意を表するものであります。しかし、この中にはいろいろの問題点もあるわけでございます。大体問題点につきましては提案理由の説明において明らかにしておきまされども、一応念のために、この改正案が提案されるに至りました背景、あるいはその基本的な方向といったものにつきまして、まず質問をしたいと思います。

○新谷政府委員 御承知のように、昭和三十六年ごろからわが国の経済界のいろいろの変動が出てまいりました。三十九年ごろが不況の頂点と出たふうにいわれておるわけでございます。その間におきまして、経済界、ことに会社の倒産事件が非常に数が増えてまいりました。これに伴いまして会社更生法の適用を申請する会社の数も急激に上昇いたしてまいりました。国会におきましても各委員会あるいは本会議におきまして、いろいろ

御質問がなされて、政府側の検討を強く要望されたわけでございます。そのほかにもその当時から実業界のいろいろの方面から、特に商工会議所とか、あるいは地方公共団体、あるいは各業者の団体等から、会社更生法の改正についての要望事項というものが相次いで出されたのでございます。

こうした背景のもとにおきまして、政府としては、現行の会社更生法の運用の実績等を顧みまして、謙虚にその改むべきところは改めていくべきではあるまいかという考えに立ちまして、検討を進めてまいりましたのでございます。

昭和四十年の十一月二十七日に、法務大臣から会社更生法の改正につきまして法制審議会に諮問がございました。以来総会、部会あるいは小委員会、準備会というものを、かれこれ三十回にわたって、約一年少々の間に開催されて、会社更生法の特に緊急に改正を要する点につきまして検討を重ねたのでございます。いろいろこの会社更生法の運用の実績にかんがみまして、問題点が数多く提起されたのでございますが、何と申しましてこの種の法律は、社会情勢あるいは経済情勢に即応して、すみやかな改正が望ましいわけでございます。すべてにわたって改正するわけではなく、もちろんまいりませんでしたが、法制審議会におきましても、この際特に改正を要する点につきまして、約十九項目にわたって、法務大臣に答申されました。その結果に基づきまして、事務局といたしまして、急遽立案作業にかかりまして、ようやくこのたび国会の御審議を仰ぐ段取りになった次第でございます。

ごく大まかにこの改正の方向と申しますか、要点を申し上げますと、何と申しましたもこの会社更生法の改正の要望が出ましたことは、親会社の倒産に伴って、下請企業を中心とする中小企業者を、どのように保護していくかというところに一

番大きな眼目があったように考えられるわけでありまして。この中小企業者の債権をいかにように保護していくべきであるか、また、ほかの権利者との権利をどのように調整していくべきであるかというところを、第一の改正点として取り上げた次第であります。

第二点といたしましては、国会でもいろいろ御議論がございましたが、この会社更生法という制度を乱用するきらいはないか、この制度の陰に隠れて、ただ単に理事者あるいは当該会社の利益のためにのみこれを乱用するという傾きがないことではないか。そういった点について、さらに法制上の配慮を加える必要はないだろうかという点が第二点であります。

次は、裁判所の補助機関でございます。こういった特殊な経済事情に際しまして会社更生法の手続が運用されていくわけでございますが、経済界のいろいろの事情を地方裁判所としても把握いたしまして、その運用に誤りなきを期する必要があるわけでございます。裁判所側もそういった意味での補助機関をさらに検討する必要があるかというところが第三点でございます。

そのほかこの手続をなるべく円滑に、すみやかに進める必要があるのではないかとということがございまして、そういった観点から若干のこまかい点でございますけれども、この法律の改正を検討いたしましたわけでございます。

ごく大まかに申し上げますと、以上の四つの点を目安にいたしまして、今回の改正案を提出いたしましたというところであります。

○安倍委員 大臣がおられますから、ちょっとお聞きしたいのですが、現行の法律によりまして、いろいろの乱用がずいぶん行なわれておる。さらにまた、連鎖倒産等の弊害等もずいぶん出てきておるということでこの改正になったと思うのです

が、この改正案を施行されました時に、おきましては、こうした乱用あるいは弊害が完全に防止されるかどうかという点について、大臣の御見解をひとつ伺っておきたいと思ひます。

○田中務大臣 ます、行き詰まりました大会社を信頼いたしまして取引をして、そういう意味での依存度が高い関係にある中小企業者であります、この中小企業者は、この法律ができませんことによつて、全面的に公益債権になるわけではございませんが、管財人が裁判所の許可を得て、その会社の会計の許す限り中小企業者に弁済していく、更生計画の認可を待たずして、順次弁済をしていくということができるようになりますので、本件法案の改正の一番大きなねらいとなつております大企業に依存度の高い中小企業者を救うという意味では、全面的なものではございませんが、たいへんお役に立つものではないかと考えます。

それから第二は、退職金でございます。更生計画を認可されるまでに退職をいたします者の退職金というものが、これが改正前の現行法によりますと、たいへん気の毒な結果になりますので、たな上げになつてしまふことになりまふので、これも全面的ではございませんけれども、月給の六カ月分、そして退職金の三分の一というものと比較をいたしまして、どちらか高い金額を限度といたしまして、公益債権同様に支払いができるようにしていこう、これも大助かりになる内容を持つておるものと思ひます。

それからもう一つ、この退職金よりも少し意味の違った意味で大事なものは社内預金でございます。この社内預金につきましても同様の本人の俸給の六カ月分とその社内預金額の三分の一とを比較いたしまして、いずれか高い金額を限度といたしまして、公益債権同様に管財人の手によつて支払いができるようにしていこうことも非常に助かることになるのではなからうか、こう考えおるわけでございます。

乱用でございますが、これはこの法案の中にも盛り込んでありますから、お読みいただきましたとおりでございしますが、この開始決定が行なわれまふまでの間、乱用を防止するために簡単なものについては調査委員の制度を設ける、監督員の制度を設ける。それからやや複雑な内容を持つ会社であると考えられる場合においては、これは管理人の制度を設けまして、この制度によつて運用をしていく。開始決定をいたしました後においては、直ちに管財人が出てくるわけでありまふから、この管財人の手によつて会社の運営、経理が行なわれていく、こういうことになりまふので、この乱用防止はよほど避けられるのではなからうか。もう一つは、この開始決定の申し立てが行なわれて保全処分が行なわれることになりまふが、この保全処分が行なわれまふ後は、かつてに取り下げができな。更生手続を踏んだような顔をして、そうしてかつてな行為が終つたときには取り下げをしてしまふということがまふたのであります。ありますが、そういう行為はとれない。取り下げは仮処分が行なわれまふ後においては、これはやれないというところに明文を設けるわけでございます。それから、こういう点につきましても、乱用防止ということとは、よほど強く乱用防止が実現するのではなからうか、こういうふうにならうかを置きまして、改正案の立案をいたしました次第でございます。

○安倍委員 もう一点大臣に御質問いたしまして、あと政府委員にお願ひしたいと思ひますが、この法制審議会が会社更生法案の要綱に対して附帯決議が出ておられますが、この会社更生事件その他の諸事件について、経済界の実情の理解に資するために裁判所に一般的な諮問機関として、たとえば商事諮問委員会といったもの設立を希望しておる決議がされておるわけでありまふが、同時にまた、関係各界も同様の措置をいろいろな面から要望しているわけですが、こうした諮問委員会といったものを今後裁判所に置かれる考えがあるかどうか。

○田中務大臣 審議会の御意見もいとお見受けのとおりのお御意見が出たわけでございますが、だんだんと研究をしてみますと、そういう諮問機関が裁判所に置かれるというところは、かえつて更生手続を進行せしめる上に複雑な手間のかかる結果になるのではなからうかということに考えられるのであります。

そこで、本案に出しております調査委員制度——裁判所の補助機構の一つでございますが、調査委員は、人数はそこには書いてございせんが、これは何名でも置ける、数名でも置ける、三名でも置ける、一名でもよろしいということになるわけですが、その会社の業態の状況にかんづいて、これは専門的な知識を持つ調査委員を設けまふこととございまして、事実上この調査委員制度の活用によりまして、いま先生のおっしゃる簡易な方法で手続を進める上に諮問機関同様の機能を果たしてくるもの——調査委員制度を置きまふたねらいもそこに置きまふたわけでございます。そのかわりに調査委員制度を活用していくのだという考え方でありまふ。

○安倍委員 いまのお話は一応わかるわけですが、経済界が非常に流動して複雑化していくわけでありまして、なかなか裁判所としてもその実態を把握することは困難な点もあるわけでありまふ。そういう点から、諮問委員会にかえて調査委員制度といったものを拡大強化するということが、そうすると、調査委員というものは裁判所において常に予備的なリストというものを用意しておいて、調査委員のそうした活用を意欲的にはかいていくということなわけです。

○田中務大臣 調査委員を選びます場合の基礎になるリストはございせん。ございせんが、状況に応じて専門的な識見をお持ちになつた委員を選びまして、その委員制度の活用によりまして目的を達していこうという考え方でございます。特に名簿があつて、その名簿の中から選ぶという事情ではございません。

○安倍委員 この法案の適用の範囲は、株式会社のみに限定しておるのではないかと思ふのですが、合名会社とか、合資会社とか、あるいは学校法人といったあれもありますが、特に学校法人なんかはいわゆる倒産といった件も起こつて、社会的な大きな問題を巻き起こしておりますが、株式会社に限つたという理由はどういうことなんでしょうか。

○新谷政府委員 現行の会社更生法は、その適用対象を株式会社にのみ限つておることは、ただいまお話のとおりでございます。その理由はどうかというところでございしますが、わが国の法人の中で、株式会社の数が圧倒的に多い。しかも、それが経済界の実際の重要な活動をやつておるというのが実情でございます。中規模以上の会社は、大体株式会社の形態をとつておるわけでございます。中核をなすものはこの株式会社であらうというところがあるわけでありまふ。その数も、大体七十万ぐらいの数に現在達しておると思ふのでございまして。したがって、こういう経済活動の中心をなしておる法人が株式会社にあらうとすれば、まず株式会社のこの更生法を適用するということ考え方が一応成り立つわけでありまふ。それから、さらにこの会社更生法の制度の趣旨でございます。御承知のように、会社が破綻に瀕しました場合に与らるべき措置といたしまして、破産の制度、あるいは和議の制度、あるいは商法に規定しております会社の整理というものがございまして。

破産につきましては、これは一般強制執行といつてもいいのでございまして、要するに会社財産を債権者に公平に分配してしまつて、それでできるだけ債権者の満足を得させようということでございます。和議は、これは債権者が主体になりまして、破綻に瀕した会社に対する債権を和議債権といたしまして、どう処理するかということ多数決によつてきめまして、それに従つてこの債権を処理していくということになるわけでございます。

会社の整理は、さらに一段とその債権の処理の点については弱いものでございまして、債権者全員の同意によりまして整理の案を立てまして、それに従って債権を処理していく、そのことによつて会社の維持更生をはかるといのが整理の目的でございします。

破産と和議は株式会社には限りませんけれども、会社の整理は、いま申し上げますように、会社の維持更生をはかるといふことのために債権者の全員の同意を得て債権関係を処理していくといふのがその骨子でございします。しかもこれは商法の「株式会社」の中に規定がございまして、株式会社についてだけ適用されるのでございします。ただ、整理につきましては、いま申し上げますように、債権者の完全な同意が得られませんが、これが実現できない仕組みになっておりますので、会社の維持更生をはかるといふ目的ではありますけれども、どうもこれが思うような実効をあげられないといううらみがございします。そこで、いろいろの破産とか和議というふうなもの、さらに強制執行との関係、商法との関係、こういった関係を調整しながら、会社の更生というのを目的としたしまして、整理よりも一段と強くこれを推進できるようにしてありますのが会社更生法であります。もちろん、株式会社以外の法人につきましても、その必要性がないと申し上げるわけじゃございませんけれども、先ほど申し上げましたようなわが国の法人の実態、さらに現行法のいろいろの制度を考えまして、会社の維持更生をはかる上において、当面株式会社のみについてこの会社更生法の適用をするようにしたいということになっておると思うのであります。

それでは不十分ではないかという御趣旨でございします。この御意見も確かにございまして、非常でございますが、今回の改正におきましては、特に緊急を要する点のみについてということでございます。残念ながら御趣旨のような点にまで改正の手を及ぼすことが不可能でございします。しかし、こ

れは今後の問題として、研究に値することではないかというふうに考えておるわけでございします。

○安倍委員 いまの改正の中心が、何といつても株式会社でありましても、先ほどから申し上げましたように、合名会社とか合資会社あるいは学校法人、社団法人——特に学校法人等につきましては、いろいろの問題が将来も起こる可能性は十分あるのじゃないかと思つております。この更生法の目的が会社の更生ということにあるわけでありまして、もちろん中小企業、関連企業を保護するというところでありますが、やはり更生法の主眼は、あくまでも会社を更生させていくということではないかと思つております。そういう意味で、ただ株式会社だけに限るといふところに将来として考えなければならぬ問題があると思つております。この点につきましてはさらに大きな構想を持つて、そうしたものであつても含めていく。さらにまた、いまお話がありました商法の整理の制度、あるいはその他和議法、そういったものも、この更生法でひとつ将来一本化して吸収、合併していく、そういうふうな、乱暴な意見かもしれぬけれども、そういうふうな将来の構想として考える必要があるのではないかと私は思つております。その点についてはどうなんでしょうか。

○新谷政府委員 先ほど申し上げましたように、株式会社以外の法人に、この制度の趣旨を適用していくかどうかというところは、非常に大きな問題でございします。と同時に、破産法、和議法、あるいは会社の整理、さらにこの会社更生法、こういった制度を一つの法律に取りまとめてしまふというところはどうかという御趣旨でございします。が、それぞれの制度は、それぞれの特色を持つたものでございします。これを一つの法律に取り込んでしまふというところは、それぞれの現在のたてまを維持しながら、ただ単に一つの法律の中にそれをおさめるといふ趣旨でございしますれば、それほど実益はないのではないかと感じもいたします。さりとてこれらのいろいろの

制度を融合した一つのものをつくるということも、これは考えられないことではないと思つてございしますけれども、非常にむずかしい問題だらうと思ひます。それぞれ制度の趣旨が違つておりまして、その趣旨に従つた制度の利用方法というものも十分あり得るわけでありまして、またそれなりにその価値を持つてゐるわけでございします。したがひまして、現在のそういったものもろの制度は、そのまま今後も維持する必要があると思ひます。したがつて、これを一挙に一つの法律の中に融合してしまふということができるかどうかということにつきましては、私どもとしては必ずしも容易な問題ではないというふうに考えておるわけであります。

○安倍委員 先ほど株式会社の数が、大体七十万あるのじゃないかというお話でございしますが、その中で更生手続開始申立て及び開始決定件数、その数字——資料もいただいておりますが、大体三年間の実情というものを御説明願ひたいと思つてあります。特に資本金なんかについてはわかりますでしょうか。

○新谷政府委員 会社更生事件の申し立てをいたしました会社、あるいはその処理がどういふふうになつてゐるかというふうなことで、それぞれの数字につきましての資本金別の内わけというものを結びつけて御説明するだけの資料はございしませんから、若干その辺に不統一の点がございしても、概要を御説明申し上げます。昭和三十九年度におきましては、更生事件の新受件数が百七十二件でございします。それに対して既済件数が九十四件となつております。この九十四件というのは、百七十二件のうちの九十四件という意味でございしませんで、以前から裁判所に係属しております事件も、年度を越して処理されることとございしますけれども、そういうものを合わせた数字になります。その中で開始決定のございしたのが、四十六件でございします。さらに認可の決定のありましたものが二十三件でございします。昭和四十年年度におきましては、新受件数は

百四十一件でございまして、既済件数が百五件、開始決定のありましたのが五十五件、認可決定のありましたのが四十五件でございします。四十一年度におきましては、かなり件数が減少しております。新受件数が六十六件、既済件数が八十九件、開始決定が三十一件となつております。四十一年度の認可決定の件数は、まだ把握できておりません。

それから資本金別の状況でございしますが、これはただいま申し上げました点と必ずしも年度その他において一致いたしません。私どものほうで調査いたしましたところによりますと、昭和二十七年から昭和三十一年度までの会社更生事件三百十三件について調べたものがございします。これによりますと、資本金一千万円未満のものが百九十四件、一千万円以上三千万円未満のものが六十三件、三千万円以上五千万円未満のものが十三件、五千万円以上一億円未満のものが二十件、一億円以上五億円未満のものが十七件、五億円以上十億円未満のものが四件、十億円をこえるものが五件という状況でございします。

○安倍委員 最近、更生法の適用を受ける会社で、大会社が徐々にふえております。しかし、何としても中心は、やはり中小規模の株式会社が圧倒的に多いのではないかとと思われるわけですが、この大会社と同じように、中小規模、その中でも、特に資本金に制限がありませんから、非常に小規模な資本金を持った会社があるわけですが、そういう会社が更生法の適用を受けるということになりますと、この更生法のいろいろの手続等は、ずいぶん多くの費用あるいは時間等がかかつて、なかなか実効が生まれないということも十分考えられるわけですが、そこで、そうした中小規模に対しては、何かもっと簡易な手続といふ必要があるのではないかと、法律案をずっと読んでみましたが、この点についてはどういふお考えを持っておりますか。

委嘱しまして、そういったものも事項を調査してもらうという仕事の性質は、必ずしも公務とは言えないであろう。ことに調査委員の手当は、国から支出するものではございません。国または地方公共団体の公務に従事するかどうかというところから考えますと、これは必ずしも公務というふうな言い切ってしまうのは少し行き過ぎではあるまいかというふうに考えるのでございます。

これに関連いたしまして、会社更生法あるいはその他の法律にもございますが、類似的調査委員あるいは整理委員というふうなものにつきましては、取崩罪の規定が特に置かれております。この規定は、一般の刑法上の取崩罪よりは刑が軽いわけでございますが、特にそういった規定が置かれておりますのは、職務の公正を期するために、特殊な場合に取崩罪として規定を設けたと解されるわけでありまして、そのことが半面、そういった人たちの身分が公務員でないということの一つの根拠にもなるかと思うのであります。この点につきましては、罰則の問題も関連をいたしてまいりますので、刑事局のほうとも相談いたしたわけでございまして、ただいまのところ、解釈をいたしましては公務ではないというふうに理解いたしておる次第でございます。

○安倍委員 改正法第四十四条についてちょっと質問いたしたいのですが、保全処分命令の後に更生手続の開始申し立ての取り下げを制限することにしてはいるわけですが、従来、更生手続開始の申し立てをし、かつ保全処分を申請した会社であつて、更生手続開始決定前にその申し立てを取り下げた会社は、一体どれくらいあるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

また、この取り下げを認めたためにいろいろな弊害も出ておるわけで、これが今度の改正の一つのねらいになっておるのじゃないかと思うわけですが、そうした弊害等の実情をお聞かせ願えるならば、ちょっと簡単に聞かしていただきたいと思います。

○新谷政府委員 保全処分を申請して、その会社が保全処分段階で事件を取り下げた場合でございますが、全国的な資料というものは実はございませんが、最高裁判所におきまして十五カ庁について調査した結果がございまして、それを申し上げますと、更生手続の開始の申し立て後、保全処分が発令された会社九十件の事件のうち、二十件が取り下げをいたしてあります。これは、保全処分の発令と取り下げと関係のある会社について数字でございます。

○安倍委員 第百十二条の更生債権等の弁済の許可の問題ですが、これが今度の改正案の最も重要な柱になるわけですが、この中で「中小企業者」とありますが、この中小企業者の定義ですね、これはほかの法律との関連もありませんが、一応中小企業者の定義について御見解をお聞かせ願いたいと思います。

○新谷政府委員 改正案の第百十二条の二におきましては「中小企業者」ということばを裸で出しておるわけですが、したがってほかに法律、ことに中小企業基本法第二条に定める「中小企業者」と、どういふ関係になるかという疑問が確かにあるわけでございますが、中小企業基本法の定めるところ「中小企業者」というものにつきましては、商業、サービス業を営む事業につきましては、資本金が一千万円以下であるか、あるいは従業員が五十人以下のものをいい、それ以外の業種につきましては、資本金が五千万円以下、あるいは従業員が三百人以下のものをいうことになっておるわけでございます。もしもこの中小企業基本法の定義どおりに中小企業というものを理解してまいりますと、たとえば一千万円、五千万円というワケがございまして、これを少しでもはみ出した場合には中小企業者としての保護を受けられないということになりますし、またこれは、その従業員の数についても同じことが言えるわけでございます。会社更生法の場合におきまして、そのような限界を画した中小企業というものにこの適用範囲をしばつてしまふということになりますと、非

常に不均衡な結果にもなるであらうということが考えられるわけでありまして、したがって、一応は中小企業基本法に定める中小企業者というものが、とりあえず目安になると思うのでございまして、必ずしもそれのみであるというところでは考えていないわけでありまして、社会通念上中小企業者であると認められるものでございしますれば、資本金が多少中小企業基本法に定めるものよりも多くても、あるいは従業員が多くても、これは中小企業者としてやはり百十二条の二の規定によって保護すべきであらうという考えに立つておるものであります。

○安倍委員 その点につきましては多少疑義もありますが、先に進めます。

この同条の中に「主要な取引先」ということが書いてありますが、これはどういう意味になるのですか。更生会社への依存度がどれほどあれば主要な取引先ということになるのでしょうか。

○新谷政府委員 中小企業者を百十二条の二の規定によって保護しようとしたものですもの、やはり更生会社との関係がかなり密なものであるというところが一つの要件として考えるべきことであらうと考えるのでありまして、これを依存度ということと把握しようとしたのでございします。法律上は「主要な取引先とする」というふうに表現されております。この依存度といふのも、やはりこれはそれぞれの具体的ケースによって定められるべきことであらうと思ひます。通常の場合でございしますれば、たとえば下請企業につきまして、その取引振替における仕事の五〇％以上のもので更生会社の下請になつておるといふような場合には、これは当然主要な取引先ということができます。これは、これは当然主要な取引先ということができます。しかし、そうかといふかと思ひます。五〇％未満であれば主要な取引先と言えないかというところ、必ずしもそうも言えないだらうと思ひます。たとえば更生会社に対して二〇％ぐらいの仕事の量をしておる下請業者、その他の八〇％につきましては非常にこまかく下請の形態が分散されておるといふような場合を考えます

と、やはりその更生会社に対する関係では依存度が高い、こういうふうに見ていいのではないかと、いふように考えるのでありまして、一律に、半数以上の仕事をその親会社に依存しておるといふ場合のみに限定する必要はなからうと考えます。

○安倍委員 そうすると依存度が二・三〇％以下であっても、その債権がたな上げされることによつてその会社がたとえば倒産に追い込まれるというふうな場合もこれに含まれる。さらにまた、一時的に巨額な、相当大きな債権を背負つて、それでまた倒産に追い込まれるといった場合も、そういうものに含まれるというふうなことなんです。

○新谷政府委員 この法律の規定の第二項に裁判所が弁済の許可をいたします際に、会社と中小企業者との取引の状況、あるいは会社の資産状態、その他一切の事情を考慮して許可するかどうかというところを考慮することになっておりますので、ただいま仰せのような場合にも、具体的な事案によりましてはこれの中に入るという場合もあるかと思ひます。

○安倍委員 「事業の継続に著しい支障」という字句があるわけですが、これは連鎖倒産におちいるおそれのあるような場合だけをさしておるのでしようか、どうでしょうか。

○新谷政府委員 下請業者の、あるいは中小企業者の債権がたな上げされることによりまして、連鎖倒産におちいるという場合は、もちろんこの中に入るわけでございます。しかし、いわゆる連鎖倒産というものをどういふふうな定義づけるかという問題もありまして、銀行取引が停止されるというこのほか、非常な窮境におちいつてしまつて、取引の停止はないまでも、その直前までいっているというふうな場合も入るかどうかということも考えなければなりませんので、必ずしもこれも厳格に連鎖倒産の場合だけだといふふうな言い切ることでもないだらうと思ひますのでございします。このねらいは、やはりそのように連鎖倒産を防止するところにあるわけでございます。

で、その趣旨をくんでこの規定が設けられているものと考えております。

○安倍委員 中小企業者の債務の弁済を容易にするというところになりますと、弁済請求というものが殺到してくるおそれがあるわけですが、その場合、管財人はそのいづれについて弁済すべきかというのを裁判所に申し立てをするわけですが、これも、それが殺到してくれば、なかなか困難な問題にぶつかりますし、なかなか管財人としても処理しにくい事例がたくさん生まれてくるわけになります。そうなりますと、管財人の責任といえますか、仕事が非常に多くなってくるのじゃないか、そういうふうな当然考えられるのですが、そうした処置についてはどういうふうにお考えになつておられますか。

○新谷政府委員 確かに、中小企業者の債務の弁済を許可するという制度を設けますと、それについての事件が非常に多くなるであらうというところは仰せのとおりでございます。しかし、この会社更生法の趣旨からいまして、親会社が倒産を免れて更生されるというためには、ひとりその親会社のみではなくて、関連の中小企業者の保護ということも必要なわけでございます。その協力なしには親企業というものも成り立っていないのが大部分でございます。それから、やはり中小企業者を保護するというのも政策的に十分考へなければなりません。そのために管財人に負担が非常に多くなるということもありますけれども、これはしかしこの制度の趣旨から考えますならば、管財人の負担は多くなつても、やはりそれだけの措置は講じて、中小企業者を保護していくということにすべきであらうと思つてございします。ただ、管財人も非常に忙しいという場合でございます。管財人代理を置くということも可能でございますので、忙しくなることはもちろんでございますけれども、現行制度のもとでこれが処理しきれないものではないというふうに着信いたしておる次第でございます。

○安倍委員 管財人は、やはりその会社を更生させるという立場上、裁判所に対して、積極的に中小企業者の債務の弁済の申し立てをしないであらうというところは、当然予想されるわけですが、そうした場合について、中小企業者は特にこの規定については相当な危惧を持っておるのじゃないか、こういうふうな、管財人が申し立てをしなければ裁判所が許可しないということになると、大きな問題点がこの法案の中にあるのじゃないかというふうな思ふわけですが、この点についてはどういうふうにお考えになりますか。

○新谷政府委員 確かにいま御質問のございました点が、法制審議会の審議の段階においても一つの問題点になつたのでございます。管財人を通じて申し立てをするようにすべきであるか、あるいは中小企業債権者が直接裁判所に、その申し立てをするようにすべきであるかという二つの方法があるわけでございますが、中小企業者が直接その申し立てをするという点になりまして、そのほうがむしろ裁判所のほうでの手数はかかるであらうと考えられますし、勢いこの手続の遂行自体に円滑性を欠くという結果になるのではあるまいかというところを危惧されたわけでございます。さればと言つて、中小企業者のその申し立て、あるいは弁済の希望を、全部管財人の手元で整理してしまつて、管財人の考え方一つによって左右されるということになりますことは、中小企業者の保護に欠ける結果になるわけでありまして、したがって、そのところをどうするかというところをいろいろ考へましたあげく、この百十二条の第二項に新しく規定を設けまして、債権者からその弁済許可の申し立てをすべきことを管財人に対して求めましたとき、直ちにそのことを裁判所に報告する、つまり逐一中小企業者からの申し出があったというところを管財人から裁判所に報告いたしますと同時に、さらにその中小企業者の申し立てを受けて、裁判所に対して弁済許可の申し立てをしないというふうな管財人がきめましたときには、具体的な事情を遅滞なく裁判所に報告させることにいたしました。その弁済許可の申し立ての事情を裁判所の監督のもとに適正公平に運営できるように配慮しておるわけでございます。これによりまして、中小企業債権者の保護におきましても欠けるところはあるまいというふうな考へておる次第でございます。

○安倍委員 先を急ぎますが、先年来大きい会社更生手続の開始の申し立てをした場合、また社内預金あるいは退職手当の支払いをめぐる争い、あるいは深刻な紛争があったことは御存じのとおりであります。今度の改正案につきまして、特に配慮した点について説明をしていただきたいと思ひます。

○新谷政府委員 退職手当と社内預金の問題は、確かにこれは一つの重要な問題であります。従業員退職手当を、現行の会社更生法上どういうふうな処理していくかということにつきましても、いろいろな解釈が成り立ち得ると思つてございします。ごく一般的に申ししますならば、会社の都合によつて退職しました場合には、会社更生法二百八条の規定によりまして、公益債権となるのでございしますが、そうでない、自己都合で退職いたしました場合には、必ずしもそれは参らない。しかし、これは商法の規定によつて一般の先取り特権がございします。その関係で更生法上優先的にできるといふことになるわけでございます。しかし、先ほど申し上げましたように、自己都合による場合は、公益債権というところまで持つていくには若干制度上にも問題があるというところでございします。この点をどうしたらいいかということでございしますが、給料債権につきましては、現行法の百十九条によつて六月間の給料債権につきましては同一債権とされておりました。給料債権に準じて従業員保護を考へるといたしますならば、退職手当につきましても同様の保護を加へるべきであるというふうな考へをしまして、退職事由のいかんを問はず、つまり会社の都合によつて退職するものであらうと、あるいは自己都合によつて退職するものであらうと、その辺は問わない。すべて給料総額の

の月額の六カ月分に相当する額あるいは退職金総額の三分の一に相当する額、そのどちらが多いほうを選択して、それを公益債権として行使できるというふうな考へておる次第でございます。給料総額の六倍あるいは退職金総額の三分の一というふうないたしました理由は、長期の在職者にとりましては、六カ月の給料総額というところになります。短期間の従業員との不均衡が生じます。そこで、長期の退職者のためにできるだけその辺の均衡をとつて優遇する必要があるという配慮から、この選択制を認めた次第でございます。

それから、社内預金につきましては、これは非常に大きな社内預金そのものの問題があるわけでありまして、これにつきましては労働省の所管になつておりました。労働省におきまして、先年社内預金の一定の措置を講じたのでございします。それによりまして、従来の社内預金のあり方というものが、一応軌道に乗るような形になつてきたのでございします。しかし、会社更生法の関係におきまして、この社内預金をどう見るかということにつきましては、また別の観点から検討しなければならぬ問題があるかと思ひます。現在、現行法上従業員の預かり金につきまして、これを全額公益債権というようにされておりました。この会社更生法は昭和二十七年に制定されたのでございします。その当時におきましては、現在行なわれておりますような社内預金制度というものはなかつたようでございます。むしろ一時出張するために、会社で給料を保管していただくという趣旨で預けたもの、いわば一種の取り戻し権の対象となるような趣旨の預かり金一般的には考へておつたようでございます。それがだんだん拡充されてきたり、社内預金制度というものが行なわれるようになりまして、非常に、解釈上その預かり金の中に社内預金が入るのではないかと疑義が生じてきたわけでございます。そういう意味で、現在の解釈としましては、この預かり金という中に、社内預金も含むという解釈が多くなつておるわけでございます。しかし、何と申ししても給料

○新谷政府委員 優先的更生債権は、いまお話のように、共益債権と一般の更生債権との中間に位置するものといつて差しつかえないものと思ひます。これは更生計画の中でその処理がきめられるわけでございますが、大体優先的更生債権につきましては、その切り捨てを行なわないで、弁済の方法について若干共益債権よりは不利になる、

○横山委員 安倍君の真剣な質問を拝聴しておて、ちよつと次官並びに局長に、痛感したこと、をまず御意見を伺いたいのですけれども、山陽

○井原政府委員　お説ごもつともでございます。まあ、あゝもう更生法の悪用の問題が原因いたしました。世論がずいぶん騒いだわけでございます。したがって、早期にこれらの問題については提案し、審議を得べきでございますが、私自身の感から申しますと、何しろ法務省の仕事というもの

ております。

○横山委員 伝へ聞くとところによりますと、会期は三週間ばかり延長されるのではないかといううわさがございます。かりにそうだといたしまして、本委員会は、きょうの委員会が終わりましたからあと、理事会の申し合わせによりますと、火曜日は会社更生法、木曜日は刑法、金曜日は國政

調査となりますと、勘定いたしましたも、あと会社更生法を審議いたしますには三回しかございせん。しかるところ、本日の理事会でもお話がございましたように、司法書士の法案について陳情があり、委員長からも促進方の御要望がありまして、理事会の申し合わせの順番でいきますと、あと、延長されたとしても、わずか三回しか会社更生法並びに司法書士の法案の質疑の時間はないのであります。三日ですね。そうなりますと、私どもはこの重要な法案について審議の時間がないことがきわめて残念である、場合によっては司法書士の法案が流産するかもしれないという不安を持っております。

私はこの機会に、私どもの考えを明らかにして委員長に善処をお願いしたのであります。委員、会社更生法につきましては議論を整理いたしますために、参考人と呼んでもらいたいと思う。一人は最も問題の発端となりました山陽特殊鋼の実態を、あらゆる意味から承知しておるであろう山陽特殊鋼関係の組合の委員長、もう一人は大学の研究をしていらっしゃる学者、それから司法書士のほうは、非常に熱心に陳情をしておられるとおっしゃる司法書士の関係の組織の人においでをお願いしたいと思うのであります。あと三日しかない段階で、この二組をそれぞれの審議の中に置くということもなかなか困難なことではありますけれども、これはもう審議を促進いたしますために、私も多くの質問者を通じておるのであります。が、おくり合わせ善処をお願いしたいと思っておりますが、いかがでありますでしょうか。

○大坪委員長 あと三日と申しますが、ひとつ極力勉強をお願いいたします。午後から、場合によつたら夜にもひとつ御審議をお願いしたいというように考えております。

なお、参考人の問題は、いづれ理事会で、とくと御相談をされてまいりたいと思っております。

○横山委員 局長にお伺いをいたしますが、先ほど私が申しましたようにタイミングを少し失っている時期ではないかと思われのですが、最近に

おける倒産の状況は、法案立案過程におきまして御調査を随時なさっておられると思うのであります。最近の倒産の状況とこの法案とがマッチしておるかどうかという点について念をなさいましたか。山陽特殊鋼の当時のあらしのような倒産状況における問題点と、最近における問題点とは変わった点はないのかどうか。この法案はあの当分の問題把握から始まっておるのではないかとかがでしようか。

〔委員長退席、濱野委員長代理着席〕

○新谷政府委員 昭和三十九年ごろを頂点といたしまして会社更生法の問題が国会においてもひんぱんに論議されたのでございます。先ほど申し上げましたように、そういう情勢を受けまして、法務省といたしましてはできるだけ早く改正案をつくりたいという考えに立ちまして、四十一年の十一月に法制審議会に諮問されたのでございます。定期的に、その時期がおそかったという御批判でございます。これはおしかりを受けてもやむを得ないのでございませうけれども、私どものほうも、いろいろの準備の関係等もございまして、どうしても早く急いで、その時期にならざるを得なかったというところになるわけでございませう。この法律が、法制審議会を通さずに立案するということは、これは法務省としてもできませんので、法制審議会のほうをできるだけ急いでいたしたいということ、事務局といたしましては極力強調いたしました。その審議の促進をお願いいたしましたわけでありませう。かれこれ一年ちよつとの間でございませうが、その間に先ほど申し上げましたように総会、部会、小委員会、合わせて約三十回開催されております。これは委員の方々の異常な御努力だったと私は考えておるわけであります。それも通常でありますれば、法律案をそのつどやりながら、考えながら要綱をつくるというのが実際の法制審議会の運用の実情なのでございませうけれども、この会社更生法の場合には、いろいろの実態調査もいたさなければならぬとせし、資料の収集もしなければならぬとせし、そういう関係で法

律案の作成と要綱というものが並行して行なわれるような状況にも実はなかつたのでございまして、要綱だけをとにかく早くつくり上げるといふような形で作業を急ぎまして、一年少々の間にはそれだけのものをまとめたのでございませう。確かに倒産の状況が三十九年度と比べまして、現在非常に変わつていっているじゃないか。経済事情も変わつておる際に、その当時の事情を背景に置いてこの法律をつくつたものでは時宜を失するうらみがあるという御趣旨だろうと思つたのでございませう。しかし、これは恒久法として会社更生法というものも考えなければならぬことであります。現在係属しております事件につきましても、いち早くこの改正法が適用されるような道を講じてございませう。できるだけ現在進行中の事件につきましてもこの法律が適用になつていくということであれば、とにかく急ぐだけ急いで、法律案を御審議いただいたきたい、かように考えまして、答申を得ました後に、日夜立案作業を急ぎまして、日曜日にも実は返上して立案作業をやつた次第でございまして、私どもとしましてはできるだけ努力を傾倒したつもりでございませう。それでもなおかつおそいという御批判でございませう。その点はおわび申し上げるほかはございませうけれども、事務局といたしましては精一ぱいの努力を重ねた次第でございませう。その点もぜひ御理解をいただきたい次第であります。

○横山委員 いま、安倍委員の質問の一つが一つの焦点になつておつたわけでございませうが、更生債権の弁済の許可の問題であります。会社を主要な取引先とする中小企業者が、その有する更生債権の弁済を受けなければ、事業の継続に著しい支障をきたす虞れがあるときは、裁判所は、更生計画認可の決定をする前でも、管財人の申立てにより、その全部又は一部の弁済をすることを許可することができると。ここで問題になりそうだと考えられますのは、「事業の継続に著しい支障をきたす虞れ」の、この「きたす虞れ」とは、まず第一に中小企業者がそう考える。その次に管財人

がそれを選択する。その次に裁判長が諸般の状況を考へてそれを決定するという三段論法になつておるわけですね。そうすると、先ほどの話のように、中小企業者はおれは関連倒産のおそれありというふうに判断する者が多かるう。管財人はおそれなしという立場で、なるべくそれを許可するのを妨げるであらう。申し立てをするのを回避するであらう。裁判長は管財人の申し立てしたものをだけはいいか悪いからと申すしかけになるわけですね。したがつて、最初は多くても第二段階でこれを削る。第三段階でまた削る、こういうしかけになるわけですね。論理上はそういうわけですね。違ひますか。大体そういうことですね。

○新谷政府委員 管財人のところでチェックして、さらに裁判所でそれを押えるということかという御質問でございませうが、押えるということを考えておるのではございませう。

○横山委員 結果を言つておるのです。

○新谷政府委員 おことばを返すようでございませうけれども、それは諸般の事情を考慮いたしまして弁済の許可をせよ。ことに中小企業者から弁済の許可の申し出をいたしました場合には、それを担保する措置も講じたくらいでございませうので、できるだけそういう関連の倒産のないように、救済するのは極力救済しながらも、更生会社の更生をはかつていこうというのがこの趣旨でございませう。したがつて、押えんがためにつづつたものでは決してございませうので、むしろ中小企業者をできるだけ助けたいというのがこの規定の精神でございませう。

○横山委員 わかつております。たとえば、中小企業者が管財人に十の申し立てをする。そうすると十よりふえることはないのです。管財人の申し立ては減ることがあつてもふえることはないでしよう。まずそれが第一。それじゃ管財人が裁判長に報告だけは十やります。しかし私は五が正しいと思つておるといって五を出します。裁判長は五ないし五から減つた場合はあつても、五よりふえることはないでしよう。

○新谷政府委員 もし中小企業者が十の申し立てをし、管財人がそのうちの五だけ裁判所に申し立てをした。それ以上ふえることはないのではないかと御趣旨でございませうけれども、実はその点を私どもとしては心配をいたしましたのでございませう。先ほど御説明いたしました第三項の規定は、中小企業債権者からその申し立てをすべきことを管財人に求めましたときには、申し立てをするかしないかをきめる前に、すぐその申し出があったということを裁判所に報告せよということでございます。なお、その申し立てをしないというふうな管財人がきめましたときは、遅滞なくその事情を報告せよ、こういうように規定いたしました。その趣旨は何かと申しますと、裁判所の監督権によりまして、管財人のことさらに押えようとする態度がもしあるとすれば、中小企業者を保護するということ観点から、裁判所の監督権の行使によってさらに幅広くそれをやらせようという含みがこの三項にございませう。

○横山委員 どこに書いてありますか。
○新谷政府委員 表面にはそういうことは出ておりませんが、報告を義務づけております理由は、そういうところにあるのでございませう。
○横山委員 それはおかしい。十言って、管財人が五申し立てて、あとの五も報告せよとなっておりますけれども、裁判長がその五と五と分けたものを、それはあかんぞ、六だ、六救済すべきだ、七救済すべきだという裁判長の権限は、どこに書いてあるのです。

○新谷政府委員 裁判所は、管財人に対して監督権を持っております。常に会社更生法の手続の運用につきましては、裁判所が監督者の立場におきまして十分状況をにらんでおりますので、もしも五の中小企業者だけにいて弁済許可を申し立てたところ、その残りの一部につきまして、それとの均衡上、あるいは会社の財産状況等から見て、これは弁済したほうがいいのではないかと、これが事前の報告によってわかるわけでございますので、その場合に、裁判所が監督権を行使しまして、管財人にこの会社についても弁済許可の申し立てをしただらうかと言えざるを得ないというのが、この第三項の規定の趣旨でございませう。仰せのように、そのみで押えてしまおうということではなく、むしろそのところをねらったのがこの規定なのでございませう。

○横山委員 それは、あなたはそうおっしゃるけれども、裁判長が、管財人が言ってきたものに対して、自発的、積極的にこれもやってやるべきだと言っているのは何か根拠がなくてはならない、根拠というものは管財人の措置に対して不服のある者は裁判長に異議申請書を出せとか、何かの根拠がなくて、裁判長が横つちに置かれたものを、じろろろ見て、ああこいつをやってやれよというふうな積極的な行動に出ることも容易に私は考えられない。中小企業者の異議申請の道はあります。

○新谷政府委員 特別にそのことについての異議申請の道というものはございませうが、先ほど申し上げましたように、裁判所はこの全体の状況をながめながら、この更生会社の更生をさせるためには、こういう中小企業者あるいは下請業者を保護しなければ、会社の立ち直りのためには不都合が生ずるというふうな判断をいたしますならば、裁判所が監督権の行使によって管財人にそのことをすすめるというところは当然でございませう。この百十二条の二の規定というものは、これは政策的な立法でございませう。中小企業者を保護しようというところなのでございませう。裁判所がそのまゝで配慮してもらいたいという気持ちを三項の規定に出した次第でございまして、決して管財人が申し立てしないものについては、一切裁判所は顧慮しないという趣旨ではございませう。

○横山委員 それはあなたが立案者として善意をもって、そういう趣旨だからと言ったけれども、裁判長が積極的に、管財人のとった措置を——管財人というのは本質的に財産を保全し、更生計画が承認され適用するまでは、財産を管理しておきたいという気持ちに自動的になっている

のですから、なるべく削るようにするというのが普通です。裁判長が、削ったやつを自分が積極的につけ加えてやろうという積極性のある立場にあるものかどうか。まず第一に、こう言っている失礼であります。裁判官というのは社会の経済事情にうとい。そうしてこれまた再建計画、更生計画が実行できることを望むという意味から、積極的に、これも救済してやれ、これもおそれがあるではないかというふうなことにして拾い上げるであらうとは私は必ずしも考えない。ほんとうにこの立法の趣旨がそうであるならば、管財人の申し立てたことからはずれた中小企業者は、異議申請書を出すべき方途は当然考えられてよい。裁判長は、あなたの御主張どおりであるならば、管財人の申し立てた以外においてもこのおそれありと認めた場合においては、これを弁済をさせることができるというふうな明文を設けるべきである。それをやらずに、裁判長の善意を期待する、それから管財人の善意を期待するということだけでは、この法律は絵にかいたぼたもちのおそれあり。どうですか法務次官、私の意見は全く当然でしょう。

○井原政府委員 いま御質問なり御意見がございましたが、一面から見ますというのと、ただいまおっしゃるような面も出てくるかと思うのでありますが、一応ただいまも局長が説明いたしますように、申請書は全部裁判長のもとへ届けられるわけでございます。その中で管財人が意見を述べた許可をする。その全体を裁判官がにらみながら、これは適当であるかどうか、あるいはこの分についてはどうかという、当然裁判官として許可する場合に、その全体というものをながら許可をしなければならぬ規定になっておるかのように思ふのでございませう。したがって、おっしゃるようなこともございませうけれども、確かに管財人の意見のみをそのまま認めようというのではなくて、裁判官とすれば、一応意見は意見として聞いて、最後の決定は自分の判断においてすべきもの、またそうするように仕組まれ

ておるかのように私としては受け取っておるわけでございます。
○加藤(勲)委員 関連質問。いまお答えを聞いておりますと、あなた方は善意の立法者として草案作成に当たられたのです。けれども、一たびそれが法律になりましたときには、これを執行するところの司法官なりあるいは警察行政官なりというものは、法律に書いてある条文に従うのです。立法者の意思がどうあろうとも、法律にないものは適用しないし、法律にある限りのものしか行なわない。しかも、でき得る限り警察行政官にしても、司法官にしても、法律を狭い範囲で解釈するということがたてまえなんですね。そうすると、いまの横山君の質問に対するお答えは、そういう精神ならばそういうことを条文の上に明記すべきではないですか。もしこれが、裁判官の判断によってどうでもなるというふうな性質のものならば、私は非常に危険が伴うと思うのです。いつでも立法者の意思と、これを執行する担当官の意思とは、違つたものが生まれてくるのが往々にしてあるのです。現在でも、一つの法律の適用にあつては、甲の裁判官と乙の裁判官の場合においては、解釈の違ふことすらある。これは最高裁において最終決定を見るでしうけれども、その過程においてはそういうことがあり得る。今度のこの会社更生法の問題においても、そういう点において私は、改正の草案をつくられた当局の考えは善意であると信じます。善意であるということと法律の条文ができたというところは違ふのです。でありますから、その善意を法文の上に実現するためには、法文の正確を期しておかなければならない。ある場合においては適用される、ある場合においては適用されないというふうな、個々の場合においては、人の判断によって適、不適が行なわれるということがあつては、私は公平でないと思ひます。したがって、ほんとうにあなた方の善意が今度は具体的に執行される場合のことを考えますならば、それは正しい条文の上に執行の基準を示しておくことが当然であると思ひます。

この点いかがでしょうか。

〔濱野委員長代理退席、委員長着席〕

○新谷政府委員 法律ができました後に、それを運用する人の考え方がいかによって、当初の立法者の意思に反するような結果も起るのではないかと御心配でございますが、これも確かにそのような場合が絶無であるとは申し上げませんが、少なくともこの会社更生法を改正するような動機等を考えますと、裁判所側も、あるいは一般の実業界も、こういった何らかの措置を講じて中小企業者を保護したいという気持ちは、これはもう否定できないものが一般的にあると思うのでございます。そういう中であって、どういう方法をとれば一番中小企業者を保護し得るか。しかもこれは下請業者に限りませず、一般運送業者あるいは原材料の納入業者等の、中小企業者一般の均衡も考えなければなりません。こういった幅広い目でこの弁済を許すことによつて、中小企業者が倒産におちいることを防ぐという気持ちでございます。そのためには、裁判所といたしましては、更生会社と中小企業者との取引の事情がどうなっておるかというふうな点、あるいは会社の資産状態がどうなっているか、利害関係人の利害にどのように影響するか、その他の一切の事情を考慮して、裁判所が後見的な立場に立つてこの運営をやるわけでございます。許可という裁判所のスクリーンを通して弁済を許すという直接の措置が、本来ならばこれは更生債権で弁済はたな上げされておるわけでございますが、裁判所が一応そこをにらんでいろいろの事情を勘案いたしまして弁済を許可するという場合には、これは実質的にはこれは共益債権と同じ扱いにしようということでございます。私どもも、もちろん新法の規定が適正に運営されることを心から願ひたしておりますのでございます。また一般の方々も、必ずわれわれの気持ちを御理解いただけるというふうに信じておるのでございます。そうかといって、こういう場合には弁済を許可するように管財人に特に命ずるとか、あるいは裁判所が直接申し立てはない

けれども許可するというふうにいたしますのは、現在裁判所の手続に載せておる関係もございまして、そういう規定を置くことはいかがでしょうか。

そうかといってこれをただ管財人の申し立てのみにまかせるというところは、救済が十分ではあるまいというふうに考えたのでございます。百十二条の二の三項の規定は、本来これはなくともいい規定であつたかとも思うのであります。ただ、管財人が申し立てをすれば、それを許可するかしないかということだけ裁判所はしておればよい。これが従来の裁判所のいき方であらうと思うのでございます。しかし、われわれとしても、それでは必ずしも十分でないと思ひましたために、こういった報告義務を特別に管財人に課したわけでございまして、これによつて裁判所が監督権を行使して、管財人にその申し立てを勧告するという道を開くのがせいぜいのところではあるまいか、これでもなおかつ十分だという御意見も確かにありだろふと思ひますけれども、現在のこの手続規定に載せる上でこれが精一ぱいのところであらうというふうに考えております。本来、こういう規定はなくともいいという御意見があるいは出るかと思ひますが、さういふ御意見は、これを置きました理由は、さらに一歩進んで、裁判所にも積極的な監督権を十分に行使させたいという気持ちで設けた次第でございます。この点も十分御理解いただきたいと思ひます。

○加藤(勸)委員 もう一つお聞きしたいのですが、いまのお答えであなたの気持ちはよくわかりますが、それからまた、非常に善意であるということもわかります。現在の改正案が現行法の欠陥を補うという意味において、現行法よりはよくできておるといふこともわかります。私も質問をしよふと思つて相当熱心に六法全書と首っ引きで、条文の個々について検討してみました。政治論よりもむしろ法律論として私は研究してみたのです。いろいろな点において多くの疑義を持つておるから、時間があれば後日質問してみたいと思ひますけれども、いまの場合、おっしゃる通りに現行法

でも十分だと思ふけれども、それではどうかと思ふので新しい条項を加えた、こうおっしゃるわけですが、しかしながら、立法の機会に完全を期して、執行にあつて判断をする人、執行者が判断を間違えないように基準を示しておくというところは、立法者の当然の責任ではないでしょうか。

立法の場合にいかげんに法文をつくつておいて、これの適用にあつて執行する者が、もしも自己の自由な判断で行なうということになつては、私は非常に困ると思ふ。また、それではほんとうの法治国家にはならない。やはり執行にあつては、法の適正な解釈に基づいて行なわれるように、まず立法の機会にそういうことまで正しておかねければならない。あつてもなくてもよいと思はれるというようなことでは、私は無責任だと思ふ。完全の上にも完全を期するということが立法者の任務でなければならぬ。従来は、ほんとうを言へば、この国会における法案審議というものは、ややもすれば政治論に流れて、法の实体に触れていない、そういう場合がしばしばあるのです。だから、後になつて問題が起る。そういうことは立法者としての責任においていけないと私は思ふのです。これはひとりあなたの方ばかり責めるわけではない。われわれ議員自身がそうなんです。

そういうことで、でき得る限り適正を期するという意味で、もう時間がなからどうこうということなしに、ほんとうにいけないものならまたもう一ぺん改めてもいいじゃないですか。やはり完全を期しておくということが立法にあつては一番望ましいことであると思ふ。こういうことだけを意見をつけ加えておきまして、あなたの方の参考にしていただきます。

○横山委員 大臣、こういうことなんです。いま言ひ争つておるのは、関連倒産を防ぐために、中小企業者は管財人に対して、おれのところを払つてくれといふ言ひが十だとする、管財人は、その中から、割ることがあつたりますから、ふやすことはしない、十のうち、五しか申し立てをし

ない、そして五と同時に——同時にといふか、法案は、両方とも裁判官へ申し立てることになつておるわけですね。それで、私の提起しましたのは、裁判長は、五は横に置かれたが、報告はきたその中から、自発的に、これもかわいそうではないか、これは払つてやれと言ふか。それは、そういうしかけになつておるといふのだけれども、言うならば言うように、一方の職権を明確にすべきである。同時に、裁判長が、横に捨てられた人間の

中から異議申請がされるような道を中小企業者に開いておかなければ、絵にかいたぼたもちである、こういうことを私も言つておるわけですね。そうしたら、局長は、いや、この裁判長は、たいへん法律の趣旨を理解するに違ひないから、横つちに捨てられた報告のあつたものでも、その中から必要なものはやつてやるに違ひない、こういうことなんです。これが論争の焦点です。もし、そういうことがほんとうに期待されるならば、なぜ、もつとはつきりしておかないか。報告を受けた中からでも、必要とあれば、裁判長は、この更生債権等の弁済の許可を与えることができるのか、あるいは、しなければならぬのか、あるいは中小企業者は、管財人が自分の出したものを申し立てしなかつた場合においては、裁判官にあつて異議申請を出すことができるのか、なぜそれをやらぬのか、こういうことです。

それから、それに関連してさらに私が心配をいたしますのは、この方式について時間的制限がない。「継続に著しい支障をきたす虞れ」といふものは、實際問題を考へてみますと、時間を争うという場合があるだらうと思ふ。それが管財人がさあ出してちょうだいといふて、ネコもしやくしも中小企業者が出してくる、全部出そろつてから、全部よく調べてから、その中で五拾つて、そうして裁判所へ全部持つていく。また、お忙しい裁判長がゆつくり御検討なさつて、これとこれはい、五のうちから二つ三つ拾うと言つておるうちに病人は死んでしまふ。その死んでしまふことについて、少なくとも何日以内には許可しなければなら

ぬとか、これは早く急いでやらなければならぬとか、そういうことが何も書いてないではないか、書いてなければ、これまた、絵にかいたばちでもはなからうか、一体法務省はアカデミック過ぎて、タイミングを失うのではないかとということが第二に指摘したいところなんです。

それから三つ目は、「事業の継続に著しい支障をきたす虞れ」とは一体何であるかということなんです。これはもう基準があつてなきがごとしで、そういう基準があつたら一べん明白にしておいてもらいたいと思うのです。これはやはりどう考えても抽象的になりやすい。そうすると、管財人の自由裁量、裁判官の自由裁量——もちろん裁判所は取引の状況、更生会社の資産状態、利害関係者の利害その他一切の事情を考慮しなければならぬというのだから、それは水で薄めるような言い方ですね。そうすると、私は趣旨としては悪くないけれども、絵にかいたばちに終わるおそれが非常に強いという点に非常に危惧を抱くわけですが、どうですか。

○田中大臣 横山先生のお話を承っておりますと、この改正案の精神を非常にかたく解釈をなさつておられる感じがいたします。(横山委員「やわらか過ぎる」と呼ぶ) いやいや、ひとつこの法案の内容をごらんになればわかりますように、中小企業者が、自分の中小企業者としての当該会社に対する債権を、ぜひ支払いをしてもらいたいのだと申請をしたときに、その中から、先生おことばのごとくに、適当と思うものを拾うという、ことはばんだんかたくなるでしょうけれども、事實は適当でないものと適当であるものと選別わけでございます。ところが、選ばないものがある。選んだものは裁判所に許可を求めることになるわけです。申し立てを受けた、届け出を受けたが、それを採用しなかった。漏れたものについては、これは漏らしたのだということと裁判所に報告をせねばならぬ、ほつたらかしは許さぬのだというところになっています。

まして、また管財人とは別の角度を持って調べるわけでございますから、漏れておるものの中から、とるべきものだというのを考えれば、それはとる立場に立つてよろしいものでございます。そういう立場の規定を擁しておるものでありまして、要は、この問題は、理想を申しますと、申し立ててきましたものは一〇〇%に近いものを採用する、そして支払いを始めるということが理想でございます。ところが、ありていに申し上げますと、これは会社が持つております財産を、適当に配分しようという考え方に立つておる制度ではないのです。この制度は、会社を更生させることに法律の大眼目がある。あわせて中小企業者の倒産も防がなければならぬ。しかし、根本の根本は何かといへば、会社の更生をさせるということが根本の問題になります。したがって、これもやろう、あれもやろうということになりまして、あまりそれがいまの問題の管財人の選択がずさんになっていきますときは、会社の会計それ自体が行き詰まらざるを得ないことになってくる。したがって、これは場合、場合によって違ふので、ある場合においてはほとんど七、八割、あるいは全部に近いものまでも採用されることがあるであらう。あるところにおいては、それがたいへんかたくなしほられることもあるであらう。それはその更生していこうとする会社の会計事情によるもの、こういうふうにかけるのが常識であらうと思います。

しかしながら、何にいたしましては会社を更生させることが目的であるが、同時に非常なウェイトを持たして法律が考えております点は、中小企業の倒産を防いでいこうということに強い眼目を持っておるわけでございますから、そういう考え方で、具体的な更生手続事件そのものに触れまして、そのつど、最大限そういう目的を達するように、両者のかね合いといえますが、調整といえますが、そういう考え方を頭においてこの法律の運用をしていこうということでございますから、必ずしも何割かしか選べない、裁判所がまたその何割かうちの何割を選ぶのだというように、かた

く解釈をいただかぬでよろしいのではないかと。もう少し真精神をおくみとりいただければ、改正に重要な意義があるもの、依存度の高い中小企業はしっかり助かる、こういうふうにかけるのであります。お尋ねのことに要らぬことを言うようでありまして、最近問題になりました姫路の山陽特殊製鋼、これなどは、もしもこの法案が早く通過いたしまして、準備万端を急ぎまして、施行を予定より早めて施行するという誠意を役所側、政府側が尽くしていただきますならば、この特殊製鋼の会社に入りいたしておりました依存度の高い中小企業者に対して、審議を急いでいただければ、さつそく間に合う結果になるのではないかと、私も、たいへん楽しみにしております。というところですが、私は期待を持ってこの審議の促進をお願いしておるわけでありまして、会社の会計にゆとりのある限り、できるだけ全面に近い支払いをするのだ、こういう考え方をもちてこの制度をひとつながめていただきたい、こう考える次第です。

○横山委員 要らぬことをおっしゃったから、私も要らぬことを言いますけれども、あなたがいらつしやる前に、——大田山陽特殊製鋼があつてから、いままでにどれだけあった。いま本格的審議になつて、国会はあと二日か三日です。それで急いで審議しようじゃないかと言つたつて、それは話がおかしいじゃないか。これはあなたの言うとおりの、要らぬことです。私の真意が誤解されているようだけれども、あなたの考えと私の考えとは違わないのです。大体、会社更生法を適用して財産を保全するのが原則であつて、その中で関連倒産するものについては、何か応急措置をしよう、特別措置をしようということについては一致している。ただ、私が言うのは、管財人が選択し、裁判官が選択する中に、選択の間違ひがあつた場合はどうなんだというところになるわけですが、簡単に言うと、管財人の選択について異議があるという人間には、異議申請を認めるべきだ。裁判官だつて、会社を更生させるのが目的ですから、できるならば、これをやらすにおきたいのです。裁判

長は、管財人と同じように、できればほんとに特別措置にしたい。だから、報告のあつたものから、これはどうだ、これもやつたれと、積極的に行う場合はまずないと私は見るわけです。しかし、それが許されるのであるならば、中小企業者からの異議申請、管財人の選択についての異議の申請、それから裁判官がそれができるのだという法律の明示、それがあつたのが悪い。あるのが本来の趣旨ではないかということ、いま言ったように、大臣は答えになりませんでしたけれども、この条文が適用される時間的制約がない。つぶれるおそれがあるということ、時間を争う問題である。それにもかかわらず、管財人が裁判官に出し、裁判官が審理してオーケーを与えるまでにどのくらいの期間を考えているのだろうか。これは絵にかいたばちに等しい。裁判官がええと言つたところは会社がつぶれておるといふ感じがする。敏速にやらなければならぬという趣旨が出ていないのは遺憾千万である。「事業の継続に著しい支障をきたす虞れがある」というのは時間的な問題です。それを保障する制約がこの中にないのは遺憾である、こう言つてゐる。

○新谷政府委員 裁判所が採用しない場合、中小企業者が非常に困るではないか、もしもそういう場合に法律上の手続に従つて異議の申し立てをして、さらに上級裁判所の判断も仰げるようにしたほうがいいのかどうかという御趣旨ですが、しかしこの手続そのものを全体として非常に急ぐことは申すまでもないことでありまして、それがあつた一定の事由のためにおられるということになりますと、更生会社にとりまして、またそれを取り巻く一般の債権者にとつても非常に困るわけでありまして、できるだけ迅速に手続を進めるといふ要請が片方においてはあつたのでございます。

そこで、先ほど御発言のありましたように、この処置に対して何らかの異議の申し立てをする道を開いたらどうかということでございますが、そういう道をかりに設けるといたしますと、その事件のために、この関係の記録が全部異議を審理す

る裁判所のほうに移ってしまいます。この更生事件は、会社の資産状態その他いろいろのものを調査いたしました、事件記録としてかなりの膨大なものになるわけなんです、一つのそういった異議事件があったために、記録がよそに持っていられるというようなことになりましては、これまた本筋の手続のほうに支障を生ずるわけでございます。

また先ほど申し上げました百十二条の二の第三項の規定によって、報告を裁判所にいたしますが、ここで報告のあったものだけについて裁判所は監督権を行使して、弁済の許可の申し出を管財人にすすめるというふうな措置のみでなくて、さらにそういった中小企業者からの申し出のないものについても、裁判所はこれはやはり弁済を許してやるべきだということを発見いたしますれば、管財人にその旨を監督権の行使によって伝えて、中小企業者の債権の保護の均衡をはかるということまでも考えておるので、したがって、いろいろの御意見はおありかとも思いますけれども、そもそもこの三項を入れましたこと自体、そういう趣旨で、積極的に裁判所の後見的監督権の発動に期待したいという気持ちからこの規定を置いたわけでございますので、決して御心配のような運用はされないだろうというふうに考えるわけであります。

また、これについて基準を設けたらどうかという御意見でございますが、全般的に裁判所は更生手続につきまして一般的な監督権を持っておりまして、そのつど時宜に適した指示あるいは指導をやるわけであります。保全処分段階におきましても、あるいはその他の調査の段階におきましても、また、更生計画を立案しさらにそれを遂行する段階におきましても、裁判所は常時これを監督いたしておきまして、管財人に対して適切な指示を与え得るようになしたわけであります。しかしそれらの場合に、一々その監督権行使の基準というものを法律上規定するということは、これは事実上困難でございます。

この弁済許可の場合に……(横山委員「事実上——何ですか」と呼ぶ)規定することでありまして。規定することは、いろいろの場合に手続の初めから終わるまで監督権を行使したわけでありまして、個々の事柄についてすべてそういう、こういう場合にはこういうふうな監督権を発動せよというふうな基準を設けることは、これは実際問題として不可能でございます。

そこで、この弁済許可の場合にも、そういった一般の裁判所の監督権の発動に期待するという意味で、特にそういうことを書かないのでございまして、裁判所が、こういう情勢下にある場合、会社を更生させるといふことを目的としてこの手続を遂行いたします以上、必要な関連の中小企業者もやはり保護していくということが会社の更生に役立つわけでございまして、そういう観点から、裁判所においても十分配慮されるものというふうな私どもは確信いたしておるのでございます。

○横山委員 「事業の継続に著しい支障をきたす虞れ」ということについて、基準はないとおっしゃるわけですね。何か判例でこの種の解釈について出たものはありませんか。

○新谷政府委員 今回の百十二条の二の規定におきまして、初めて「事業の継続に著しい支障をきたす虞れがある」といふ表現が出てきたのであります。従来こういった点についての裁判の実例はございません。

ただ、先ほど御質問がありましたのでお答えいたしましたのでございますが、「著しい支障をきたす虞れがある」といふことは具体的にどういふことかという御質問がございましたので、関連倒産におちいるおそれがある場合、これが代表的な例でございます。しかし倒産といふことの意味自体は非常にあいまいなものでございます。したがって、銀行取引が停止されるということだけが必ずしも倒産とはいえないだろうと思うわけでありまして、いろいろのそういう具体的な事情に応じて、事業の継続に困難が生ずるといふふうな場合に、それがひいてはまた更生会社のほうにも影響

するということであれば、これは必ずしも倒産というかたい意味に解する必要もあるまいというふうな考えておるのでございます。この基準をどう書くかということになりました、これはなかなか書きにくいのでございまして、「事業の継続に著しい支障をきたす虞れがあるときは」といふ表現によって、それを裁判所が弾力的に運用していけることを期待しておるのでございます。

○横山委員 残念でありますけれども、私は、せっかくの御答弁でありますけれども、この点については、裁判長の職の執行について法律上そんなに縛ることができなければ、少なくとも中小企業者から、管財人の申し立てから除外された場合において、その中小企業者の異議の申請なりあるいは緊急性が、管財人が認めてくれぬ、これは残念である、裁判長が審査をされる場合においてはぜひとも考えてもらいたいという道を開かなければこれはおかしい。何をもちて裁判長はこれを審査するのかということ言いたいのです。その点だけはどうしても私は納得できません。法務大臣、どうですか。

○大坪委員長 関連して、濱野清吾君。

○濱野委員 私はなまの経験をしていいますのでけれども、裁判所が考えになつていっているように、裁判長の監督権の中にそういうものも入るもの、むずかしい問題を判断する事務的な時間というものは事実上あり得るものではない。また、かりにあったとしても、たくさんのもろもろの問題からこれを特に拾い出して検討してみよう、そういうチャンスというものは、裁判所の異議申請でも出さなければ、なまの実際の経済問題としてはむずかしいでしょう。裁判所は、ただ一般的な監督権だけということではできません。これは実際の、なまの損失をこうむつた中小企業の体験でなければわからないのです。ですから、私は与党の立場ですけれども、ほんとうにそこに取引のあった債権者が、同じように申請するようなことをどこかに期待しながら、裁判長に異議申請を受け付けてもらわなければならないし、そして特にそれについて

は審査をしてやってください。これは裁判所の親切であるし、なまの経済はどうしてもその親切心がなければ問題は解決できないと思う。私はあなたから、裁判所の一般監督権からそういう点まで期待して、善意の立場でということをお願いしておりますが、これはけっこうだと思ひます。しかし、期待してただけでは、その企業者の生命保持をしていくことはできない場合があると存じます。何となれば、一面においては関連倒産というものをたすけていくという趣旨があるのですから、やっぱり異議申し立てをさせて、裁判所は、特にそういうのがありましたらば、注目をしてやる。こういうやり方はやっぱり何らかの形で規定しておくほうが適切じゃないでしょうか。

私は自分の会社を持っておりますが、大きな菓子会社が倒産いたしましたので、そして私どもの会社に対する債権というものは、おおむね労働者の労働対価でありました。この事件については、一方ならず苦労したものです。これは考えによると、更生会社をできるだけかばって差し上げるといふような立場に徹していたと承つておられるけれども、労働者の労働賃金でさえも還應なくカットされてしまふ。おおよそこれは管財人の立場、それから更生会社というそれに重点を置いた一つの判断にのみ基づいてそういう債権が切り捨てられたのだらうと思ひます。しかし、日本のいまの経済事情から考えてみても、ここで新たな立法をする、改正をするというなら、やはりそういう異議の申請の項目くらいは、裁判所に提出することができるといふことを規定しなすとも無理ではない。何でもかんでも、裁判長が神様のような立場であつても、実際のこまかいことまでわかることは考えていないのです。ですから、特に注目する必要があるんですよ。倒産する危険があるとかあるいはおそれがあるとかいふような事実問題は、抽象的には書けば書けますけれども、具体的にだれがつかむのだというところになれば、やはり裁判所が苦労してつかむよりしかたがないでしょう。そうすれば、取引関係、経済関係ですから、個々の問題

になつてくる。ですから、そういうなまのものを
るの経済事情というものが考へて、やはり裁判所
に特に申請をやらせることが便宜でもあるし、相
互に好ましいことでしょう。私は、横山君の議論
は、横山君がそういう経験人であるなしは別で、
したがってそういう苦勞をなさったかどうかはわ
からぬけれども、そういうことは常識として一項
入れても無理はないのじゃないか。どこまでも裁
判所の全知全能にまかせるのだということは、問
題が倒産会社と関連業者との倒産の危機関係で
から、私は考へなかつたほうがいいのじゃないか
と思ひますが、局長、どうですか。

○新谷政府委員 確かにこの手続構造といしま
して、ある一定の処分に対して救済の道を開く、そ
れによつて申し立て人を保護していくといふこと
は、手続上の問題としては考へられるわけであり
ます。この弁済の許可の制度をどういふふうな形
にまとめる段階におきましては、何か中小企業者
の立場を十分考へて置ける道はあるまいかといふ
ことに、先ほども申し上げましたようにわれわれは
非常に頭を悩ましたわけでございます。そうかと
言つて、いわゆる手続規定として異議の手続に乗
せていくといふことになりまして、一つの中小企
業者のために、この手続全体がストップするよう
な結果にもなりかねないわけでありまして、要請さ
れるところは、この更生手続がすみやかに、迅速
に運用されるというところに支障を生ずるようであ
つてはならないと考へたので、そこでどうすれ
ば一番いいかといふことからこの三項の規定が
入つたものでございまして、この規定をござい
なつてもわかりますが、そういう申し立てをする
べきことを求められましたときは、直ちに裁判所に
報告せよ、その判断をする以前に、そういう申し
立てがあつたといふことを直ちに管財人は裁判所
に報告せよ、そうしておいて管財人はその申し立
てをするかしないかといふことを判断し、申し立
てをする場合はそれでいいけれども、しない場合
には、しないという事情をさらに遅滞なく裁判所
に報告せよといふふうにいたしまして、中小企業

者の希望がいられない場合のことを二重にこう
いふふうに措置したわけでございます。これは一
般の裁判所の手続規定に載せて、時間をとられ
る、ことに一つの中小企業者のために、全体の中
小企業者、あるいは更生会社との手続が、進行
が阻害されるということになりましては非常に困
ることになるわけでありまして、できるだけそう
いふことを避けたといふ気持ちから、この三項
を置いたわけでございます。裁判所の一般的な監
督権では不十分だといふ御趣旨もありませんけ
れども、われわれとしては、こういう中小企業者
の保護といふことが大きな問題になっております
情勢下におきまして、裁判所がそれを全く考慮に
入れないで、出ないものは出ないでいいのだとい
うふうな立場でものを考へるといふことは、万々
あるまいというふうに考へたわけでありまして、い
ろいろ手続上の面とかその他のことを考へていた
しまして、この三項を置いたといふ趣旨も御理解い
ただきたいと思ひ次第でございます。

○濱野委員 趣旨はよくわかりました。ただ、報
告しなければならぬといふことだけで、裁判所が
報告されたものを全部克明に、親切に、裁判長と
しての権限行使がはたしてできるか、私は、あな
たも裁判長をおやりになつたのだらうと思ひます
が、無数にくる報告書、裁判長が克明に、ほん
とくに私は痛さ、つらさを考へて親切にやつてや
れるものとは考へない。これは裁判所不信のよう
な言動で、はなはだ恐縮であります。そういう
時間もなかなかなかろう、煩瑣にたえない。これ
はあなたのお話では、そういう異議申請というよ
うなもの考へると、更生事務それ自体が行き詰
まつてしまつたらう、それで更生のほうの事務に
支障がある、こゝろおつしやるけれども、これは世
間では、更生会社というやうなものに対する概念
は、世間のほうが知つておられます。これはむしろ
裁判所よりも知つておられるかもしれない。われわれ
もよく知つておる。われわれは、経験を通じて体
験をしているのだ。更生会社と取引を持った会社
がどんなに苦しんでいるか、そして関連倒産が、

どういふふうにして起きるかといふことは、なま
の経済に關係をしてゐるわれわれのほうがもつと
よく知つてゐる。そういう意味で、法を執行する
あなたの方よりは、私どものほうがつらいのだ。わ
れわれは債権者です。あなたのおつしやるよう
に、そういう異議の手続を認めれば、更生手続の
事務が行き詰まつて煩瑣にたえない、そうおつ
しやるかもしれないけれども、しかし、そんなこ
とはありません。債権者が全部更生会社におつ
しよ、わつしよ押しかけていくやうなものでは
ありません。おのずからきまつてゐるでしょ
う。現行法でやる更生会社でも、これは持つてや
らなければならぬといふものは、債権の性質に
よつて、裁判所は十分考へておるはずですよ。また
更生会社の實務をやつておる管財人なども、そう
いふことは常識的に考へておられます。それでも
なおかつ、この管財人といふものは、更生会社の
本旨のつとめて、先ほど大臣のおつしやるよう
に重点的に切り捨てるのです。だから、関連倒
産が起きてくるのです。だからこゝを何とか調
和させようといふのが、今度の立法の趣旨だと思
うのですが、それならばもう一步踏み出して、む
しろ異議申請の機会を与えよう、そして裁判所
は、この申請については管財人の立場を離れて、
公正なる判断のもとにそれぞれの監督権を行使す
る。これは私は局長の考へてゐるやうに、異議申
請を申し立てるのが非常に多くなつてきて、更生
事務が行き詰まつたとは考へておられません。われ
われの経験の上においては、それはどの問題ではあ
りません。ただわれわれがうらみに思ふのは、労
働資金でカットされる、こゝろのいひままだ
の更生会社の管財人のやり方です。こゝろのいひ
ままだ、少し考へてやらなければならぬじゃないか。
それはひどいものです。だからやはりそういう
一つの手続は何かの形で——技術上の問題はよく
わかりませんが、やつても更生会社の事務
が行き詰まるやうなことはございませぬ。

それから、あなたがおつしやるやうに、直ちに
報告することになつてゐる。それでは裁判所の事
務が非常に混雑しておつたらどうするのですか。
経済の仕事は、先ほど横山君も言つておつたが、
なまなんだから、経済行為は時間というものが
非常に大事なんです。直ちに報告しろ。——なる
ほど報告した。しかし、裁判所の事務のふくそう
によつて、裁判長がそのまゝにしておいたら一体
どうなるのですか。経済行為はそんな簡単なもの
ではないですよ。毎日損得計算で仕事をしている
のですから、やはりそういうところは常識的にそ
ういふ手続をとつておいても悪くないんじゃない
でしょうか。裁判所、裁判長の權威に關するとい
ふもお考へになればこれはまた別であります。問
題はつづれた会社を生かそう、それに債権を持つ
てゐる中小企業、これの関連倒産を防ごうといふ
のですから、もともとむづかしい仕事ですよ。そ
のうち債権者の会社は、どういふ性格の債権を
持つてゐるのだといふやうなことも関連して非常
にむづかしいです。ですから、これはやはりそ
ういふ規定を置いていいんじゃないですか。私は
横山君にむやみに賛成するわけではありませぬ
が、實際自分たちが三つも四つも更生会社を相手
にして、債権を持つておつて、それが弊履のごと
く捨てられて、そして裁判所はへつちやうで見て
いるのですから、この規定ができたつて、裁判所
だつてひまがそうあるわけではありませぬから、
裁判長だつて事件がふくそうしてくると、見てや
ればいいのですけれども、なかなか見てやれない
場合があるでしょう。そういうこともお考へに
なつて、大臣これは一ぺんお考へになつていただ
きたいと思ひます。

○田中國務大臣 横山、濱野両先生のたゞいまの
御意見でございますが、承つて胸に響くところは
は、何か異議の申し立てといひますか、不服の申
し出といひか、何かそういう方法が、更生手続を
大きく阻害しない範囲内において何かよい方法が
はい、こゝろの感じですね。これは実情からい
いますと、両先生のお説のほうにどうも軍配が上
がりそう、どうも私はそう思ふ。そこで、これ
はこゝろのことにいたしまして。政府は御承知

のとおり、この法律案原案を示しまして提出しておるわけであります。政府の側から、閣議決定を経て出しましたものを、いまだこう言うわけにまいりませんが、これは審議中でございますから、話し合いはどのように話し合いができる。そこで、きょうこの委員会が終りましたら、時間をかけまして、問題の急所は一点でございますから、この急所につきまして、大臣と局長を中心としてよく考えを練って見まして、異議申し立てを、上級裁判所ではなく同じ裁判所に異議の申し立てをする、これはどうも合理的な制度としては考えられぬ。許可にしたものは許可書がいくのだから、許可しないものは不許可という通告はいかぬのだから、またそういう裁判所の処分はないのでございましょう、とりあえず、よいと思うものからオーケーを出す、そこで弁済許可のないものについては裁判所へ申達されたままに残しておる、こういう形でございましょうから、何かここに不服の申し立て、本来の異議でなくとも不服の申し立て、何かできそうなように考えられるのですが、これはたいへんよい御意見である。会社を更生せしむることに大眼目があるのだから、どこまでその効果があるかは別論といたしまして、何らかの方法がございまして、とにかく中小企業債権者を満足させることができることは間違いない、また幾らかのお役に立つということも間違いない、こう考えますので、次に本委員会が開かれますまでに、よく私と部下と相談をいたしまして、何か名案がなからうか、運用の面においても何かならうか、どういう方法をとればその運用がものをいうのかということを、ひとつ誠意を尽くして相談をしてみることいたします。お話しはよくわかりました。私も賛成でございます。

○横山委員 まあ御了承願ってけっこうでございますから、ひとつ御検討をお願いしたいと思います。

次は、使用人の預かり金の返還請求権の問題であります。これは、たしか私の承知しておるところによりまして、現行法は百九十九条で、全部共益債権で返すことになっておったですね。

○新谷政府委員 使用人の預かり金につきましては、共益債権として処理しておる例が多いのでございます。しかし、完全に一〇〇%そうかということになりまして、必ずしもそうでないようございまして、裁判所の許可によって弁済しておるものもございまして、また放棄しておるものもございまして、分割弁済の方法をとっておるものもございまして、ただ、解雇上の問題といたしまして、百九十九条が預かり金というふうに表現いたしております。これが先ほど申し上げましたようないきさつがございまして、現在行なわれておる社内預金金預かり金の中に入らないうかという議論になります。したがって、解雇上は共益債権である、こういうわざを得ないだろうと考えております。

○横山委員 そこで、預かり金である社内預金、従業員の立場からいうならば、会社がそれを運転資金に回しておるうか何であらうか、自分で働いた給料のうちから貯金していることについては、何らかは解雇の争いではないと私は思うのです。だから自分で働いて得た月給の一部を会社に貯金しておる。会社は、それを預かって、運用の方法が多少けしかるか、けしからぬか、あるいは利息が高いか、安いかについては、これは全然別問題だと私は思う。私も、社内預金の禁止をしるというわけですが、従業員の立場はきわめて明白で、自分の金を会社に預けておる。銀行に預けておるか会社に預けておるかの違いである。今度の百九十九条の預かり金が共益債権であるという性格から、今度の法律案は、「更生手続開始前六ヶ月間の給料の総額に相当する額又はその預り金の額の三分の一に相当する額のうちいずれが多い額を限度として、共益債権とする。」この限りにおいては、これは後退したですね。私はそう見ざるを得ない。実際問題として局長のおっしゃるように、そうばかりもやっていないところ

もあるかもしれぬけれども、法律解釈としては、私は後退したと見るわけです。

それでは一体なぜ後退をしなければならぬのか。もしも預かり金が、また社内預金金、この現行立法の当時から考えると性格が変わっておるとするならば、したがって後退をするよりしかたがないとするならば、政府としては、社内預金金それ自身を問題にしなければならぬのであって、法務省は会社更生法の問題です、社内預金の性格、運営その他については労働省の關係ですと言っておつてはいかぬのではないか。閣議でこの法案がきまるときに、預かり金の返還請求権については現行法よりも後退させるとするならば、むしろ社内預金の禁止を明白に打ち出す政策と相まってしなれば、意味がないのではないかと思ひますが、法務大臣はどうですか。

○田中國務大臣 一応民事局長から答えさせます。

○新谷政府委員 御説のように、社内預金制度そのものをどうするかという基本の問題がございまして、これを踏まえた上で会社更生法の手当てをすべきであるということにならうかと思ひてございまして。

これは、まず私どもの会社更生法の關係から申し上げますなら、従来預かり金というもののうち、現在行なわれてまいりましたような社内預金というものは、立法当初には考えられていなかったということは事実のようでございまして。取り戻す権の対象になるような、いわば特定物の寄託のような場合に、これを預かり金というふうに表示したもののようではございまして、それが、だんだんと社内預金金広がってまいりまして、この社内預金金が会社更生法の百九十九条の解雇上どうなるかというところに及んだ結果、先ほど申し上げましたように、これは規定の文言上は、後にできた社内預金金も入ると言わざるを得ないということになつたわけでございます。しかしながら、これが共益債権ということになり、今回の改正によりましてその範圍を規定することになりますと、若干従

来よりは会社更生法上の扱いとしては、不利益になるというところは、否定できません。しかし、従業員の給料が六ヶ月間のものが共益債権として保証され、さらにまた退職金についてもそれに準じて保護しようということを今回考えたわけでございます。それらとの權衡を考えました場合に、社内預金をどの程度共益債権として保護したいかというところになるわけでございます。給料と社内預金、どちらが大事かということになりますと、これは当然給料のほうが従業員にとっては大事であるということが常識であらうと考えるのでございまして、むしろ社内預金のほうは、給料以下であつていいんじゃないかという議論が、一方ではあるわけでありまして。これは、先ほど御意見のうちに、社内預金制度そのものをやめるべきではないかという考え方とつながってくることであらうと思ひてございましてけれども、とにかく給料と同等に保護することがいかにどうかという問題が実はあるわけでありまして。しかし、そうかといつて、これを二カ月分とか三カ月分というふうにするにつけても、合理的な理由というものがはなはだ見出しがたいのでありまして、何らかの目安を置くとなれば、給料債権の六ヶ月間のものというところになっておりますので、せいぜいその程度まで共益債権とするなら、この債権の性格上、社内預金の保護に欠けることはないだろう、こういう考え方に立つて、今回の提案をしたわけでございます。

社内預金制度そのものの問題は、もうすでに御承知のように労働省におきまして、今後の問題を嚴重に規制しようという方針で、先年省令の改正あるいは通達等によりまして社内預金というものを厳正に間違いない運用できるように措置をとられております。その総額、ワタと申しますか、ワタをどういうふうに定めるか、あるいは利率をどう定めるか、社内預金の返還請求権の保証制度をどうするかというこまかいことについて、労働省のほうでそれぞれ措置がとられておるのであります。これは、社内預金というものを、従来

のように野放しの形にするよりはむしろ適正な形で、その履行の確保も得られるような形にして、労働者を保護するという方向で規制を加えていくという方針でやっておるわけでございます。これは一応労働省の問題になるわけでございますけれども、私も私どもとしては、会社更生法の取り扱いは上の問題として、ほかの債権とのバランスを考えながら、社内預金についてはこの程度保護すればいいのであるまいかというふうに考えたわけでございます。

なお、先ほど申し上げましたが、給料の六月間の額に相当するもの、あるいは預かり金の三分の一に相当する額を限度として共益債権とみなすわけでありまして、その残りの部分につきましては、やはり優先的更生債権といたしまして、相当程度の優遇措置は講ずるわけでございます。これが一般の更生債権と同じような扱いに落ちてしまふという趣旨ではございません。また逆に、破産法上は、従来は一般の破産債権、すべて破産債権であつたのでありますが、今回の改正によりまして、そちらとの均衡も考えまして優先的破産債権ということにいたしました。逆に破産法では保護する措置をとつた次第でございます。

○横山委員 給料と預かり金との比較衡論、それは理屈はある程度ではないけれども、給料の場合は遅欠配です。遅欠配ないしはまだ期日が到来しないから、もらっていないもの問題だと思ふのです。社内預金というものは、一たん本人がもらつてそれから会社に預けた、所有権が完全に移つて、それから預託をしたという性格のものだと思ふのです。私が遺憾に思ふのは、少なくとも従業員とか中小企業のために会社更生法を改正するに際して、今日までの法律に定められておる水準を、それらの人の権益を下げるといふ法はないではないか。ものも言いよう、解釈もしようで、給料やその他との均衡論もないではないけれども、どうしても既得権を剝奪をしなければならぬ積極的な理由はないと私は思ふ。ないので、どうですかね。理屈は幾らでも立ちます

よ。社内預金というものは、性格が立法當時から変わったといつたつて、本人のものであることには間違いないのです。何で妙な均衡論にふけて既得権を剝奪しなければならぬ積極的な理由があつたのか、私は解釈に苦しむのです。何か少しいふことをやるからかんべんしてくれ、——ほかの何かのイデオロギー的な法律ならともかくとして、この種の法律にこんなことをしなければならぬ積極的な理由は私はないと思ふのです。どうしてもしなければならぬという理屈は、あなたは別な角度からおっしゃつたけれども、私の見るのに、社内預金は完全に所有権が移つてからもう一べん預託したのだ、給料は、まだ実問題として本人の手に渡つていないのだからしかたがないという理屈をとれば、優に現行法の百九十九条の預かり金の中に社内預金も含まれたつて何ら差しつかえない。改正の場合においてもこういう六カ月とか三分の一とかいう制限を置く必要はごうもないと私は思ふ。しかしどうしてもこれは権衡論でやるといふのであるならば、一方においては制限は牛の歩みのようなやり方ではあるけれども制限されているのだが、社内預金に対する後退した法律案を出すこの機会に、社内預金に対して禁止をばさつとやるといふことが両立しなければ労働者に対する説得力がないではないかというわけですね。これはまた意見の対立ですが、この点で法務大臣がそれはごもっともだとおっしゃればまた……どうでしょう。

○新谷政府委員 社内預金は、一度従業員の手に入つてさらに預けたものである、それから給料債権はまだ手に入つていない純然たる債権である、こういう御趣旨であります。しかし、社内預金のほうは、一度手に入つたものを会社に預けてしまふ法律上にはこれは返還請求権といふことにならう。その意味で給料の請求権と債権といふ趣旨においては変わりはないのでございます。一般の債権の場合に、これは給料債権であろうと社内預金であろうと、本来更生債権であるべき筋合いのもの

のであります。政策的に給料債権なり退職金手当といふものを、共益債権として優遇しようという措置でございます。また社内預金と給料あるいは退職金とこの政策的な均衡を考えましたならば、やはりその間のバランスをとつていくということが大切であると思ふのでございます。そういう意味で従来解釈がだんだんと広がつてきたと申しますか、預かり金の中身が変わつてきたことに伴つて、社内預金がこの中に入り込んでしまつたという実情はわかるのでございますけれども、ともかく政策的に給料なり退職金といふものを保護したその精神を、この社内預金についても同じように考へて、相互の債権間の均衡を考えていきたいといふことでございます。いままで全額共益債権であつたものを、この際六カ月とか三分の一に制限する理由に乏しい、こうおっしゃるのでございまして、むしろこの三つを並べてみました場合には、労働者にとつて最も保護する必要があるものは給料債権、それとの均衡を考えれば、こういうふうな横のバランスを考へて、社内預金についての措置を講ずることも決して不合理なことではないといふふうに考へております。

○横山委員 そもそも今度の改正案は、わが党から提出した中の重要な柱である企業者に対する責任の追及が不十分だと思ふのです。私も過急更生罪といふものを特に提起しておるのでありますけれども、この預かり金にしたところで、なるほど立法當時と違つて社内預金のウェイトが非常にふえたといふことなのだから、新しい事態において社内預金の格を下げるといふお氣持ならしめなければならぬ。会社が利息を高利でつづけて、そうして従業員から金を集めて、それを会社の運転資金に使用しておるといふこと自身がけしからぬといふのが天の声なんです。しかし、従業員にしてみれば、社内預金方式の一つには利益、一つには会社の経営者が、わあわあ言うものだからやるといふことなんです。このところを考へずして、従業員の既得権だけを後退させる

といふことは、片手落ちもはなはだしと私は思つておるわけですね。だから、こういうことをするのがやむを得なければ、明白に社内預金の追及の措置を同時にとらなければ、法務省としては全く片手落ちのやり方をしておると私は断ぜざるを得ないので。一体基準といふんですか、六カ月だとか預かり金の三分の一といふのが随所に見られるわけでありまして、退職金にしましても預かり金にしましても、何を基準として三分の一、六カ月といふものをおとりになるわけですか。おそらく預かり金の場合には、大体社内預金がどのくらいあつて、いままでの実績、共益債権として返されたことがどのくらいだから、このくらいならば従業員の権利が保障されるというやうなやり方でおきめになつたんだと思ふのです。それでは実情に適合をしてないといふことになる。私は思ふのであります。これは一べん次会に労働大臣にお出ましを願ひまして、法務大臣と労働大臣の間に、——法務省はこの措置をする、せざるを得ない。だからこの法の均衡論からいつても、労働者が社内預金に対して明白な措置をするといふ一札をお出しにならなければ、私も説得力がないと思ふのであります。

あらためてもう一度だけ聞きますけれども、現行法を後退をさせるといふことの積極的な理由は何かという点。いままで聞いた分では、他の均衡からせざるを得ないといふことだけなんです。それだけでありまして、その他の均衡のために、後退をしなければならぬほどの均衡といふものがあるのか。論理上の問題だけではないか。私はどうしてもその点、納得できないのであります。つきましては、私から申し上げることは差し控えますが、実情を申し上げますと、昭和四十一年の三月末現在におきます社内預金の総額は、大体八千五百億円と労働省の調査によればいわれおります。これを社内預金をいたしております労働者一人当たりの平均にいたしてみますと、一人当た

りの平均が約十五万円ということになっておるわけでございます。一方労働者の平均賃金は幾らかということになりますと、一カ月大体三万九千円、約四万円というふうに考えられるわけでございます。現在の一人当たりの社内預金の額十五万円ということは、大体労働者の四カ月の平均給料に相当するものであるということになるわけでありまして、したがって六カ月分を保証するということがあれば、一応平均的な保護ははかり得るであろう。さらに残りの部分は優先的更生債権でございますので、一般の更生債権のようにこれを切り捨ててしまふということとはまずないわけでございます。したがって後退するといつても、それほど大きな後退であるとは考えられませんが、また平均的な数値から考えますならば、決して労働者の保護に實際問題として欠けるというものでないというふうに考えておるわけでございます。

先ほど給料あるいは退職手当との均衡上、六カ月分ということも申し上げましたが、これは一つの目安として、やはりとり得る現行法上の基準であらうと思ひます。そこで確保できるならば、實際問題として、平均の社内預金額よりもはるかに多いわけでありまして、特段に預金者にとって不利になるといふこともあるまいというところを考えたわけでありまして。

○横山委員 いまの最初の計算のしかたをよく聞いておられます。一人当たり十五万円というものは全労働者で割った数ですか。

○新谷政府委員 社内預金をいたしております労働者の数で、社内預金総額を割った数字であります。

○横山委員 御存じだと思ひますけれども、社内預金がわりあい普及しておりますのは、大企業ないしは優良企業ですね。ですから私は相当格差があると思ひます。平均で十五万円ではなくて、格差のある水準でこの総額を割つたことになるのではないかと。だから統計をとりますときに、その山がどの辺にあるかによって、平均という意味が

価値のないことになるのではなからうかという感じがいたします。しかし、これは統計論をやっておりますと時間がありませんで省略をいたしましけれども、もう少しその理論を詰めるならば、統計的な論争をしなれば説得力がないというふうに感ずるわけでありまして。

この預かり金の問題につきましては、法務大臣、あなたは何ともこの問題については黙して答へぬほうがいさうという顔をされていらつしやいますので、委員長、次会に私の申し上げるようによ、この法案が法務省としてやむを得ないという立場にお立ちになるならば、ぜひ労働大臣においでをお願いしまして、そして社内預金に対する規制についてもっと嚴重に、立場を明白にされたいという前提案件のもとに審議をいたしたいと思ひますから、委員長におかれては善処をお願いしたいと思ひます。

それから次の問題は、保全管理人という制度の問題であります。一裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、更生手続開始前の保全処分として、更生会社につき保全管理人による管理又は監督員による監督を命ずることができるとすること。となつております。この保全管理人及び監督員というものはどうなんでありましようか。この種の人の人たつては、裁判所にリストを通常準備をいたしておきまして行なわれるものであるか、また、これらが次の段階で、管財人になるべき性格の人を選定するものであるかどうか。あるいはまた「三」に、「監督員による監督の命令があつたときは、三云々とあるのがありますが、この保全管理人及び監督員の権限というものはどういふものであるか。つまりこの命令に会社、従業員が従わなければならない場合には、一体どういふ事態になるものであるか。まずその辺から御説明をいただきたい。

○新谷政府委員 保全管理人あるいは監督員の問題でございますが、更生手続の開始の申し立てがございまして、会社財産の散逸を防ぎ、あるいはへんばな弁済とすることのないように、開始段階

においてこれを未然に防止する必要があるわけでございます。開始決定があれば、事後更生債権の弁済は許されないことになるわけでございますが、申し立て段階においてそういう弊害を防止する必要があるかと思ひます。ところが、更生会社を一人破綻に導きました不適任な会社の理事者が、債務者に対する強力な武器として、従来の保全処分を利用してまいつたのであります。その方法といたしましては、財産の処分の禁止、あるいは債務の弁済の禁止、強制執行の中止というふうな処分を求めまして、会社更生法上の保全処分として、会社の理事者がこの力をかりて、財産の散逸あるいは債務の弁済を一応押えてもらつた措置に出たわけでありまして。しかし、その保全処分をしたまま更生手続の開始に至りますまで、そういう理事者が会社の事業を經營していくということになりますと、更生手続を進めていきます上におきましても非常に都合が生じます。また、保全処分そのものを、そういう理事者が隠れみのに使うというふうな弊害も出てまいらるわけでありまして。こういふことをなくしまして、保全処分の乱用防止をはかるといふ意味合いから、利害関係人からの申し立てがあれば、あるいは裁判所が必要と認められるような場合には、職権によりまして保全管理人を命じて、事業の經營あるいは会社の財産の管理、処分権限を、保全管理人に一応移してしまふという措置をとり得るようになしたのであります。

さらに、保全管理人を任命しないまでも、会社の取締役の行動を監視するだけで足りるような場合もあり得るわけでございます。さうな場合には、監督員を命じて、裁判所の命ずる行為については監督員の同意を得なければならぬというふうなことにいたしまして、会社の理事者の専横を防止しようとしたわけでございます。

それから、この保全管理人とか監督員を裁判所が命じます場合に——これは新しい制度でございますが、これから裁判所のほうで考えられることとであらうと思ひますけれども、あらかじめ名簿

を用意しておくかどうかということでありまして。こういう保全処分としてやる措置でございますが、非常に急を要する場合は多からうと思ひます。いざ保全処分によつて保全管理人を命ずる場合に、急遽いろいろ八方手を尽くしてさうすというのでは間に合いません。おそろく裁判所においては、實際問題としては、あらかじめどういふ人が適当であらうかということをチェックしておいて、その中から保全管理人なり監督員を命ずることにならうかと思ひます。

なお、この保全管理人が任命されました場合に、その管理人の命令に従わない、あるいは監督員の命令にも従わないということになる場合には、どういふ措置がとられるかということでございますが、会社の事業經營権が保全管理人に移つてしまひます。したがって、その会社として保全管理人の命令に反するということは許されなくなつてしまふ。命令違反の場合には、一般の会社の内部規定によつて処理される、——一般の理事者の指示を受けるべきもの、会社の内部の關係でございますが、それと同じ關係にならうかと思ひます。

○横山委員 私どもが心配いたしますのは、この会社の經營者ないしは役員が、この会社更生法の運営にあつて犯すかもしれない行為、それが山陽特殊鋼なんかのときには非常にあらわれまして、だから、会社更生法というものは、親企業なり大企業のための利益のみにあるおそれがある。したがって、政府側も今回の改正につきましては、經營者責任というものを考えに入れて立案をなさつたと思ひますが、それがどうも改正案の中に十分に浮かび上がつてこないと思ひます。私どもは考えておるわけでありまして、私どもはさきに立案をして、提案をしておるわけでありまして、その中の重要なことが、先ほど申しましたように、過怠更生罪の問題であります。破産法には過怠破産罪の規定があるが、会社更生法にはこのような規定が設けられていない。しかし、明らかに經營者の過怠により企業を危機におとし入れ、関連下請事業

者や、労働者に、多大の犠牲と損失を与えた場合、これを放任することは社会正義に反するので、この意味から当該経営者の社会的責任を追及するとともに、会社更生法悪用による経営責任の回避を防止し、あわせて一般経営者の倫理感と責任感を自覚せしめる意味において、過怠更生罪を設けた。そしてその要点となつておるものは、三つであります。

「更生手続開始を遅延させる目的をもつて、著しく不利益な条件で会社に債務を負担させ、又は信用取引により会社に商品を買入れ、著しく不利益な条件でこれを処分すること」。

「更生手続開始の申立てをすることができず、特定の債権者に特別の利益を与える目的をもつて、会社の財産を担保に供与し、又は会社の債務を消滅させる行為で会社の義務に属しないもの」。

「法律の規定により作るべき商業帳簿を作らず、これに財産の現況を知るに足る記載をせず、若しくは不正の記載をし、又はこれを隠匿し、若しくは棄する」。

この三つを過怠更生罪として、五年以下の懲役または三十万円以下の罰金に処する旨を規定しておるのであります。もちろんこれらの規定は刑法に正条がある場合には適用しないこととしておるのでありますが、いづれにしてもこの立法は、山陽特殊鋼の問題が発火点となりまして、会社更生法を改正する動機になりました重大な焦点となりましたのが経営者責任という問題であります。その経営者責任について、今度の改正案はまづこうから四つに組んでいないのではないかと、いうらみがあるわけですが、その点は、どうお考えですか。

○新谷政府委員 経営者の責任を、十分追及し得る道をなす一そう検討すべきであるということには、私ももちろん同じ考えを持っております。現行法のもとにおきましても、取締役その他の理事者の責任を追及する規定はいくつあるわけでありまして、これは民事的な責任追及の面であり、刑事的には、会社更生法の罰則規定があり

るわけでありまして、社会党から御提案になりました過怠更生罪の項目を設けよという御趣旨も十分拝聴いたしておるわけでありまして、

これにつきましても、現行法上なぜこの過怠更生罪の規定が入らなかつたのかという点でございしますが、会社の事業を継続しながら、その会社の更生をはかるという会社更生手続の申し立てというものは、罰則の強化によって、逆に当事者によつてちゅうちょされる心配はないだろうかという点、さらに、詐欺更生罪その他の罰則との関係で、過怠の場合の罰則を更生法の中に取り入れることについて、若干問題があるのではあるまいかというふうな結果になつておるのであるというふうな考えられるのでございまして、これは過怠破産罪の規定と非常に類似のものでございしますが、過怠破産の場合におきましては、破産宣告というものが一つの要件になつております。過怠更生罪の場合には、更生手続の開始の決定ということが要件になつております。これが若干破産の場合と更生手続開始の場合とで違ふようにも考えられま

す。また黒字倒産の場合は、会社の申し立てによつて手続を開始するといふような場合は、これに過怠更生罪といふものを設けることがはたして妥当であらうかどうかといふふうな配慮もなされておるようであるのであります。法務省といひましてもこの過怠更生罪を設けるかどうかといふことにつきましても、罰則でございまして、刑事局長とも十分協議いたしまして検討いたしました次第でございまして、ただ、現行の破産法その他の罰則との均衡の問題もあるようではございまして、いまこれを会社更生法だけの手直しで済むかどうか、いろいろほかの法律にも関係がございまして、いましばらくこの罰則の改正については検討する必要があるといふことで、今回の改正には間に合いませんでした。しかし、刑事局におきましても、この罰則の点につきましてもなお一そう破産法その他の関連法律との均衡を考え、さらに更生要件についても、もう少し検討いたしたいとい

うことでございまして、そこまでやつておりますとこの法律の取りまとめもなかなかむずかしいだろうといふことを考えまして、まことに残念なことでありましたけれども、罰則の点につきましても、今回の改正に間に合なかつたといふふうになつた次第であります。そういう点もひとつ御了解いたされたかと思ひます。

○横山委員 私どもは、あの当時世論の焦点になりましたことが企業責任でありましただけに、私どもの言う過怠更生罪の創設だけが唯一無二のものだとは思ひませんけれども、少なくともこの改正の動機となつた点からいいますと、それが正面に出てこなければおかしではないかといふことを申し上げたいのであります。

その次に、本来経営責任と相関連をいたしまして、会社がそのようになる以前の問題として商法の改正なりあるいは経営の内部監査制度の充実をあわせてしなければならぬという考えをわれわれは持つておるわけでありまして、

問題は、私がお伺ひしたいのは二つあるのであります。第一、監査役といふものは実際問題としていまだ有名無実である。したがって会社の監査役について新しい目を向けて、部外の人でなくてはならぬとか、あるいは利益に何にも関係がない人でなくてはならぬとか、職業会計人を使つたほうがよろしいとかいふ点が重要な検討の一つでなくてはならぬと考へるのであります。これはどうかという点と、もう一つは、直接株式会社には関係がございせんけれども、最近私ども国会で議論をいたしておるものが、一例を申し上げますと私学のようなどころであります。アメリカ軍の寄付行為についていざいふ話題になりましたが、学校にしろ、あるいは宗教法人にしろ、あるいは医療法人にしろ、株式会社以外のものでも、株式会社もまあそのうちありますが、政府が国民の税金をもつて補助金を出し、あるいは寄付について税金をまけ、あるいは国民の郵便貯金その他で金融をつけておるそれらの会社なり、あるいは社団、財団で、経理

状況がきわめて不十分なところが多い。さればとて、政府の監督責任を強めるといふのも、私学についてはいかにがなものであるかという考えがある。だから、よけいにこれらのものについては、内部監査制度といふものを充実させるべき必要があると思はれる。たとえばその一例として、それらのものについては外部の職業公認会計士のよう

な人の監査と証明を必須の要件にしなければ、税金なり金融の特典を受けることはいけないといふような措置にすべきではないかと私どもはかねがね主張して、すでに大蔵委員会においても附帯決議になつておるところであります。これは、今回の法律ができ上がったあとの問題であるが、でき上がる前、この種の事件が起こります前の問題として、株式会社を含めて、財団法人、社団法人、あるいは各種学校を含めて、監査役を中心いたします内部監査制度、それについてどういふ検討をなされたか伺ひたいのであります。

○新谷政府委員 株式会社その他の会社のみならず、私立学校なり、宗教法人等の各種の法人の経理状況が、必ずしも適正でない、これに対して十分な監査制度を検討すべきであらうということには、私どもも全く同感でございまして、私立学校とか宗教法人との関係につきましても、これは法務省の所管外になります。差あたり会社法の問題といたしまして現在監査制度の改正についての検討を始めております。この会社更生法の立案の作業が終つておりました。すぐそちらのほうにまた並行してかかつたわけでもございまして、法制審議会にもはかりまして、いまより早くその緒につこうとするところでもあります。問題といたしましては、現行の監査役制度、特に株式会社の場合につきまして、監査役制度をどう持つていったらいいかといふことにまず問題の焦点を当てまして、そこから株式会社法の改正の問題に取り組み始めたわけ

でございまして、現在の監査役は、御承知のように会計監査を中心としたものであります。はたしてそれだけではないのかどうか、業務監査までやらせるべきであるかどうかということ。さらに監査役制

度、政府の監督責任を強めるといふのも、私学についてはいかにがなものであるかという考えがある。だから、よけいにこれらのものについては、内部監査制度といふものを充実させるべき必要があると思はれる。たとえばその一例として、それらのものについては外部の職業公認会計士のよう

度というものを存置する必要があるかどうか、監査役制度にかかわるほかの会計監査の方法はないものか、言いかえれば公認会計士制度をこれにある程度導入することはできないだろうか。ただ公認会計士の数が、聞くところによりましてとまだ全国で二、三千人という状況でございます。数十万の株式会社一律に公認会計士の監査を求めるといふことは、実際問題として不可能な面もございますが、それにしても相当規模の会社につきましては、公認会計士の監査によるということにしたらどうか、またその場合におきまして、監査役制度を業務監査の面で残す必要があるのではないかと、いろいろの考え方があられるわけでございます。そういった問題点をいま事務局におきまして検討を始めたわけでございます。これに基づきまして、いづれ法制審議会でも本格的な審議が始まるという状況下にあるわけでございます。

株式会社法の一番最近の問題点といたしまして、御指摘のように監査制度そのものが緊急の問題であらうかと考えます。その点の改正に着手したわけであります。ほかの法人の内部監査制度につきましても、もとよりいろいろの問題があるようございまして、これは法務省だけでやれることではございませんで、とりあえず法務省のほうとしては株式会社法の改正を手がけていこうという態度でおるわけでございます。

ただ、この会社更生法の改正と関連して、直ちにそこまですぐということとは、これは非常に大きな問題でございます。ことに株式会社、大会社、小会社一律に同じ立て方で監査制度が実施できるかどうかという問題もある関係もありまして、会社更生法の改正の中に、その関連問題として監査制度をどうするかというところまでは、ちょっと手が及ばなかったわけでありまして、しかし、今後の商法の改正問題といたしまして、最も重要な監査制度について、とりあえずこの検討に着手したというところであります。

昭和四十二年七月一日印刷

○横山委員 御忠言を少ししておきたいのでありますが、法務省としては、繰り返す言うように、非常にアカデミックに、慎重な御検討をされることはけっこうであります。タイムリングというものをひとつ十分に与えたいということ、もう一つは、法務省のアカデミックな議論と実態というものが、先ほども同僚委員が申しましたように、とかく遊離しがちなきらいを私は痛感せざるを得ないのであります。

先般、だいぶ前でありましたが、本委員会一言言ったことがあるのでありますが、いまあなたが、公認会計士が二、三千人で、株式会社が数十万あるとかおっしゃいましたが、公認会計士の中で公認会計士の職務を専業でやっている人はほんのわずかでございまして、あとは全部税理士の商売をやつてめしを食つておるわけでありまして、それから株式会社数が数十万といったところで、うどん屋株式会社、八百屋株式会社があつて、専務が裏でおむつを洗たくしておるということも枚挙にいとまがないのであります。そういうおむつを洗たくする専務の場合でも、法律によつて株主総会が行なわれ、そしてその議決によつてこういうことになったのだということに届け出がされておることは、御存じのとおりであります。それは一体、株式会社が実際に株主総会をやつたのかとい

いますと、ほとんどやつてないことは言うまでもありません。適当に税理士さんなりだれかが、それを作成してやつておるというのが実態なのでありますから、私の申し上げているのも、十ば一かはに株式会社に云々と言つておるわけではないのであります。もう少し実態に合わせた現実的なベースから始めるべきではないかと思ふのであります。時期、それから実態というものを忘れにしないように、ひとつ事務を促進していただきたいと思ひます。

時間がなくなりましたので、最後に、法務大臣に次回御質問をいたしたいと思つておるわけでありまして、一言事前に申し上げておきたいと思ふのであります。

昭和四十二年七月三日発行

こういう管財人なり保全管理人は、ほとんどいっていいほど、弁護士さんがやる場合が非常に多いのであります。弁護士さんが、最近新聞で伝うるところによりますと、またアメリカから金をもらつて研究費に充てておつたということが出てまいりました。ああいうことは文部省だけだ、大学だけだと思つていたところが、思いがけないところで寄付金をもらつておる。こういうことだと、どうもみんなあるのじゃないかという気が国民は持つておるわけでありまして、法務省所管のあらゆる関係のところも一べん正式に御調査をなさる必要がある。法曹界というものは、特に峻厳でなければならず、また独立性というものが要求されておるときに、これは内容についてよく調べてみれば、文部省の学術研究とは違ふような気がせぬでもないけれども、どうも法曹界の權威からいって、巻き添えを食つたといひますか、これはまた別な角度で非常に国民の信頼感をなくするのじゃないか。だから、この機会に、最高裁、法務省、あらゆる関係の団体等で、この種の事案はないかどうか、一べん至急に念査をして、次回に会報告をされることを望みたいのであります。

○大坪委員長 本日の議事は、この程度にとどめます。

次会は、来たる二十九日午前十時より理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十分散会

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局